

# 山口県県民活動促進基本計画

## 第4次改定版

【計画期間 2022年度～2026年度】

しっちゃん？やっちゃん？県民活動！



見守り活動



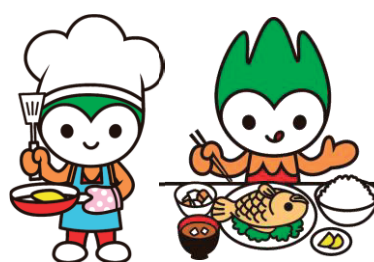
寄附



清掃活動



福祉ボランティア



こども食堂

2023（令和5）年3月

山 口 県



## はじめに

本県は、人口減少により、地域コミュニティの担い手が減少するとともに、コロナ禍の影響により人と人とのつながりが薄れ、コミュニティ機能が低下するなど、様々な課題に直面しています。

私は、こうした課題に立ち向かい、「安心して希望と活力に満ちた山口県」を実現していくため、2022（令和4）年末に策定した、県の新たな総合計画である「やまぐち未来維新プラン」に基づき、これまで取り組んできた「産業維新」、「大交流維新」、「生活維新」の「3つの維新」をさらに進化させ、新たな未来に向けた県づくりの取組に積極果敢に挑戦していくこととしています。

なかでも、県民誰もが、豊かさと幸せを感じながら、いつまでも安心して暮らし続けられる基盤を築く「生活維新」を成し遂げていく上で、社会の課題解決に向けて、県民一人ひとりが自主的・主体的に取り組む県民活動は、誰もがいきいきと輝く地域づくりを進めていく上で大変重要な役割を担っています。

県では、これまで、2018（平成30）年に改定した「山口県県民活動促進基本計画」に基づき、山口ゆめ花博で活躍された「県民活動アンバサダー」と一体となったボランティアの普及啓発による県民活動への参加の促進や、プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化、セミナーの開催等による県民活動団体と多様な主体との協働の推進などに取り組んできたところです。

このたび、これまでの取組の成果を継承しつつ、社会情勢の変化や多様化・複雑化する課題にも的確に対応するとともに、コロナ禍で改めてその大切さを感じた地域や人と人とのつながりをより強固にし、県民活動の活発化を図るため、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までを計画期間とする基本計画の改定を行いました。



私は、この基本計画に基づき、市町や市町民活動支援センター、関係団体等とより緊密に連携し、県民活動の一層の促進に取り組んでまいりますので、県民の皆様のさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

2023（令和5）年3月

山口県知事 村岡 嗣政



# 目 次

頁

## 第1章 計画改定の背景と趣旨

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 計画策定の経緯         | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ         | 1 |
| 3 | 計画の期間           | 1 |
| 4 | 県民活動を巡る情勢の変化    | 1 |
| 5 | 計画改定の視点         | 2 |
|   | (1) 参加の促進       |   |
|   | (2) 県民活動団体の基盤強化 |   |
|   | (3) 協働の推進       |   |

## 第2章 県民活動の定義と役割等

|   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 県民活動の定義                     | 3 |
|   | (1) 県民活動とは                  |   |
|   | (2) 県民活動団体とは                |   |
|   | (3) 県民活動団体のとらえ方と計画における主たる対象 |   |
| 2 | 県民活動の役割                     | 4 |
|   | (1) 社会参加の機会提供               |   |
|   | (2) 地域社会の活性化                |   |
|   | (3) 公共的サービスの提供              |   |
| 3 | 県民活動団体と各主体に期待される役割          | 6 |

## 第3章 県民活動の現状と課題

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 県民活動への参加状況と課題         | 9  |
| 2 | 県民活動団体の状況と課題          | 10 |
| 3 | 県民活動団体と他の主体との協働の状況と課題 | 13 |

## 第4章 施策の展開

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| ■ | 基本目標・基本方針                     | 15 |
| 1 | 県民活動への理解と参加の促進                | 16 |
|   | (1) 情報発信と普及啓発                 |    |
|   | (2) イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進  |    |
|   | (3) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携    |    |
|   | (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進    |    |
|   | (5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供 |    |
|   | (6) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進   |    |
|   | (7) 寄附への理解促進                  |    |

|   |                                |    |
|---|--------------------------------|----|
| 2 | 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり      | 22 |
|   | (1) 県民活動支援センターの機能強化            |    |
|   | (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進       |    |
|   | (3) 中間支援団体の育成と連携               |    |
|   | (4) 様々な資金調達手法の普及啓発             |    |
|   | (5) NPO法改正への対応                 |    |
|   | (6) プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化      |    |
|   | (7) 県民活動団体のデジタル化の推進            |    |
| 3 | 県民活動団体と多様な主体との協働の推進            | 30 |
|   | (1) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進     |    |
|   | (2) 「協働ファシリテーター」による協働の推進       |    |
|   | (3) 県との協働推進                    |    |
|   | (4) 市町との協働推進                   |    |
|   | (5) 事業者（企業）との協働推進              |    |
|   | (6) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携〔再掲〕 |    |

## 第5章 計画の推進

|   |      |    |
|---|------|----|
| 1 | 推進体制 | 35 |
| 2 | 進行管理 | 35 |

## 参考資料

|   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| ■ | 用語解説（右肩に「※」印を記した語句の解説） | 36 |
| ■ | 山口県県民活動促進条例            | 40 |
| ■ | 山口県県民活動支援センター条例        | 43 |
| ■ | 市町県民活動担当課一覧            | 46 |
| ■ | 県・市町民活動支援センター一覧        | 47 |
| ■ | 県・市町社会福祉協議会事務局一覧       | 48 |

## 第1章 計画改定の背景と趣旨

### 1 計画策定の経緯

- 1998（平成10）年12月から特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、県内でもNPO法人が芽生え始めたことから、1999（平成11）年10月には「やまぐち県民活動支援センター」（以下「県民活動支援センター」という。）を設置し、幅広い県民活動を支援してきました。
- こうした中、2001（平成13）年に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が大会運営を支え、大成功を収めることができ、この博覧会を通じ、県民活動の重要性が改めて認識され、その限りない可能性が証明されました。
- こうして培われた県民活動の成果を新しい県づくりにつなげていくため、翌年、全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、民間の支援拠点として「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立しました。
- そして、2003（平成15）年3月には、条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- その後、2008（平成20）年3月に計画の第1次改定を、また、2013（平成25）年3月に第2次改定、2018（平成30）年11月に第3次改定を行い、市町や関係団体等との連携により、県民活動を促進するための様々な取組を進めてきました。

### 2 計画の位置づけ

条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

### 3 計画の期間

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

### 4 県民活動を巡る情勢の変化

- 若年層の都市部への人口流出や少子高齢化に伴う人口減少により、地域コミュニティの担い手が減少するとともに、コロナ禍の影響による活動や交流の機会の減少等により、地域における人と人とのつながりが薄れ、地域活動が停滞する等、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。
- 一方、コロナ禍は、人々の意識や価値観、働き方に大きな変化をもたらし、都市部の人々の地方への関心が高くなるなど人の流れが生まれています。また、デジタル活用が広がり、我々の日常生活においても、急速にデジタル化が進展しました。

## 5 計画改定の視点

### (1) 参加の促進

- 県内のNPO法人等の県民活動団体数は順調に増加し、県民活動は着実に広がりを見せています。こうした中、県民誰もが県民活動に参加できるようにするためには、県民活動に気軽に参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められています。
- また、若年層の県民活動への参加割合が低いことから、ボランティア参加のきっかけづくりとして、イベントの開催や高校・大学等との連携による参加促進が必要です。

### (2) 県民活動団体の基盤強化

- 多くの県民活動団体は人材や資金不足等の課題を抱えており、県民活動団体が自らの目的を達成していくためには、プロボノ<sup>\*</sup>の活用や様々な資金調達手法により、人的・財政的基盤を強化していくことが必要です。
- また、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展により、これまでの対面による活動のみならず、オンライン会議などデジタルを活用した活動の推進も必要となっており、デジタル化への取組支援が求められています。

### (3) 協働の推進

- ボランティアのマッチングを推進していくためには、ボランティアをしたい個人・団体・事業者(企業)<sup>\*</sup>とボランティアをしてほしい団体とをつなぐ、やまぐち社会貢献活動支援ネット「あいかさねっと<sup>\*</sup>」のさらなる利用促進を図ることが必要です。
- また、多様化・複雑化している地域課題を解決するためには、県民活動団体や事業者(企業)、県、市町、大学等の多様な主体が協働することが効果的であり、多様な主体との合意形成には、専門的な手法により目的に導いていくファシリテーター<sup>\*</sup>による協働の推進が必要です。



## 第2章 県民活動の定義と役割等

## 1 県民活動の定義

## (1) 県民活動とは

- 県民活動とは、営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動です。具体的には次表のように捉えることとします。
- 計画においては、県民活動団体による活動だけでなく、個人の活動も含めた活動を広く「県民活動」として捉えています。

| 県民活動の種類   | 特徴等   |
|-----------|---|
| コミュニティ活動  | 一定の地縁に基づき、住民が地域社会の維持及び形成を図る組織的な活動   |
| ボランティア活動  | 個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動<br>(寄附もボランティア活動に含みます。)   |
| N P O 活 動 | N P O 法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動<br>(N P O は、Non-Profit Organization の略です。) |

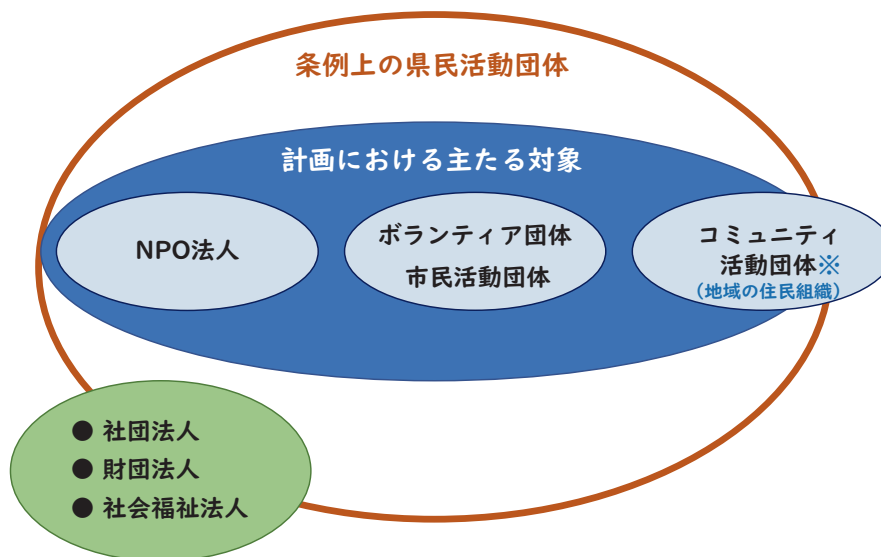
## (2) 県民活動団体とは

- 県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次表のいずれにも該当する団体」と定義します。
- 「組織的かつ継続的」とは、団体としての定められたルールがあり、一過性の活動ではないことを指します。

- 宗教活動・政治活動を主たる目的としない活動であること
- 選挙活動を目的としない活動であること
- 営利を目的としない活動であること（利益を分配しないこと）

## (3) 県民活動団体のとらえ方と計画における主たる対象

- 条例で規定する県民活動団体には、数人規模のグループから法人格を有する大規模な団体まで、様々な形態を想定しています。  
計画においては、N P O 法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を主たる対象としています。
- 公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等については、条例上の県民活動団体となり得ますが、計画上は、「県民活動支援機関」として、県民活動を支援していく役割を想定しています。



※ コミュニティ活動を行う団体については、主たる活動が会員間の共益を目的とした活動であれば、県民活動団体とはなりません。

## 2 県民活動の役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動であると同時に、多くの社会的な役割を担っています。

### (1) 社会参加の機会提供

- 県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、社会の課題を自主的・主体的に解決していこうとする活動であり、個性や能力を發揮して社会参加する絶好の機会でもあります。
- 地域社会の中に様々な県民活動団体が存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されるとともに、県民活動を通じて、人生の価値を見い出したり、自らの生きがいや、やりがいなどを実感したり、自己実現の場になることも期待されています。

### (2) 地域社会の活性化

- 地域において個性あふれる県民活動が展開されることにより、資金、知識、技術、情報などの社会資源が県民に活用され、県民相互の協力関係が生じ、この関係を生かした様々な形のネットワークが形成されることにより、地域の魅力や豊かさが創出され、地域社会が活性化していきます。
- 県民一人ひとりが、生活の中で感じた疑問や体験した困りごとの解決に向けて主体的に県民活動を行うことは、将来を担う子どもをはじめとした県民誰もがいきいきと輝く地域社会の実現につながります。

### (3) 公共的サービスの提供

- 県民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、行政による画一的なサービスの提供や営利を目的とする事業者(企業)<sup>\*</sup>のみでは地域の特性や生活に根ざしたニーズに的確に対応するには限界があり、きめ細かな公共的サービスを供給する源として、県民活動の役割は重要となっています。

## みんなで「県民活動」をしよう！

### 「県民活動」ってなに？

県民活動は、地域や社会をより良くするために、県民のみなさんが自主的・主体的に取り組む公益的な活動です。

わたしたちが直面する様々な課題を解決していく県民活動は、元気で住みよい地域社会をつくる大きな力となるものです。



見守り活動



清掃活動



こども食堂



福祉ボランティア



災害ボランティア



寄附

### どんな魅力があるの？

地域や社会の役に立ちたいと思っている人にとって、県民活動は、個性や能力を発揮して社会参加する絶好の機会となります。

活動を通じて、自分自身を成長させるとともに、生きがいや、やりがいを実感したり、自己実現を目指したりすることもできます。

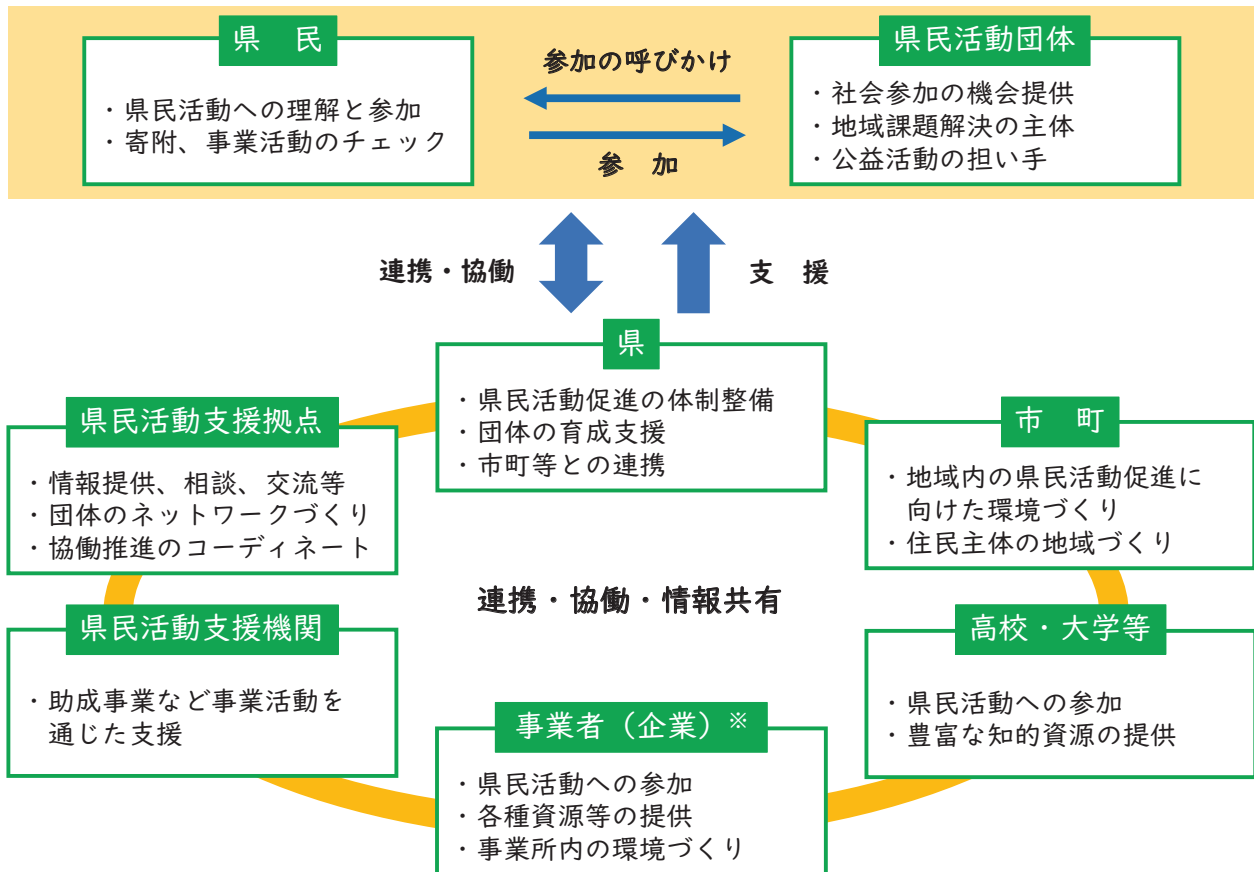
### どんな活動をしてるの？

現在、県内では、2千を超える県民活動団体が、まちづくりや子どもの健全育成、福祉、環境、防災など幅広い分野で個性あふれる活動を行っています。

県民活動は、みなさんの身近なところで行われています。  
みなさんの一人ひとりの活動が、誰もが暮らしやすい社会につながります。  
県民活動に参加して、同じ思いを持つ仲間と一緒に、自分のため、誰かのため、社会のために行動してみませんか？

3 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が、地域の課題解決に取り組むとき、地域を構成する多様な主体と連携・協働することが重要となっており、それぞれに期待される役割は次のとおりです。



県民

- 県民一人ひとりが、地域社会の主役として、それぞれが暮らす地域社会に関心を持ち、自らが考えて行動
- 県民活動の意義や役割について理解を深め、県民活動に積極的に参加
- 公益活動を行っている県民活動団体への寄附等による支援
- 県民活動団体の適正な事業活動についてチェック
- 県民活動審議会委員への参画やパブリック・コメントへの意見提出により、行政の施策の策定に積極的に意見を発信

## 県民活動団体

- 県民の社会貢献活動に関する関心や意欲を活動につなげ、社会参加の機会を提供
- 地域の様々な課題を解決する主体として、公益活動を展開
- 住民ニーズが多様化している中における、行政サービスの最適な担い手
- 行政が効率的にサービスを提供するパートナーとしての役割

事業者  
(企業)<sup>※</sup>

- 本来の経済活動に加え、地域社会の一員として社会的責任(CSR<sup>※</sup>)により、県民活動を自ら行うとともに、県民活動団体の活動が円滑に推進されるよう支援
- 従業員へのボランティア休暇<sup>※</sup>制度を設けるなど、県民活動への参加に配慮するとともに、そのための事業所内の体制を構築
- 各種資源やノウハウを活かしながら、県民活動団体と協働し、地域課題の解決に向けた取組を推進

## 高校・大学等

- 県民活動への積極的な参加促進
- 大学、短期大学、高等専門学校等は、豊富な知的資源や人材を活用し、県民活動を自ら展開
- 行政や県民活動団体等と協働し、学術研究に基づく成果を活かして地域課題の解決に向けた取組を推進

## 県

- 市町や関係団体等と連携し、県民活動を県全体で促進していくための体制を整備
- 広域的な視点に立ち、県民活動への参加を促進するための普及啓発や団体の育成支援
- 県民活動への市町の理解促進
- 市町や市町民活動支援センターが実施する県民活動促進のための取組への協力
- 県民活動団体との協働を推進し、効率的・効果的な行政サービスを提供

## 市町

- 住民に最も身近な基礎自治体として、住みよい地域社会の構築に向けて、主体となって、地域内の県民活動を促進するための環境づくりを推進
- 県民活動団体や事業者(企業)等の地域の多様な主体と協働し、住民自治の基本である住民主体の地域づくりの取組を推進

県民活動  
支援拠点

県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設であり、情報収集・提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置など、主として県民が直接利用できる機能を有している。

【中核的な支援拠点：県民活動支援センター】

- 県全域を対象とする中核的な支援拠点として、県民活動に関する情報や資料の収集、相談や助言、研修の実施等の支援
- 施設を有効利用し、交流や情報交換の場として提供
- 県内の支援拠点の中心となり、市町民活動支援センター等とネットワークを形成し、連携しながら県民活動を支援
- 協働推進のコーディネート

【地域の支援拠点：市町民活動支援センター】

- 地域に密着し、団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に活かした活動ができるよう支援
- 団体とのネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応

【社会福祉法人 山口県社会福祉協議会】

- 福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 市町社会福祉協議会の相互連絡、事業調整等

【市町社会福祉協議会】

- 住民の福祉活動の輪づくり、仲間づくりなどの援助
- 社会福祉に関わる行政・民間の関係者・団体・機関の連携推進
- ボランティア情報の提供、ボランティア講座・研修会の開催
- ボランティア登録、ボランティア活動保険の窓口

県民活動  
支援機関

県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等であり、県民活動に関する助成事業など、主として事業を通じた支援を実施している。

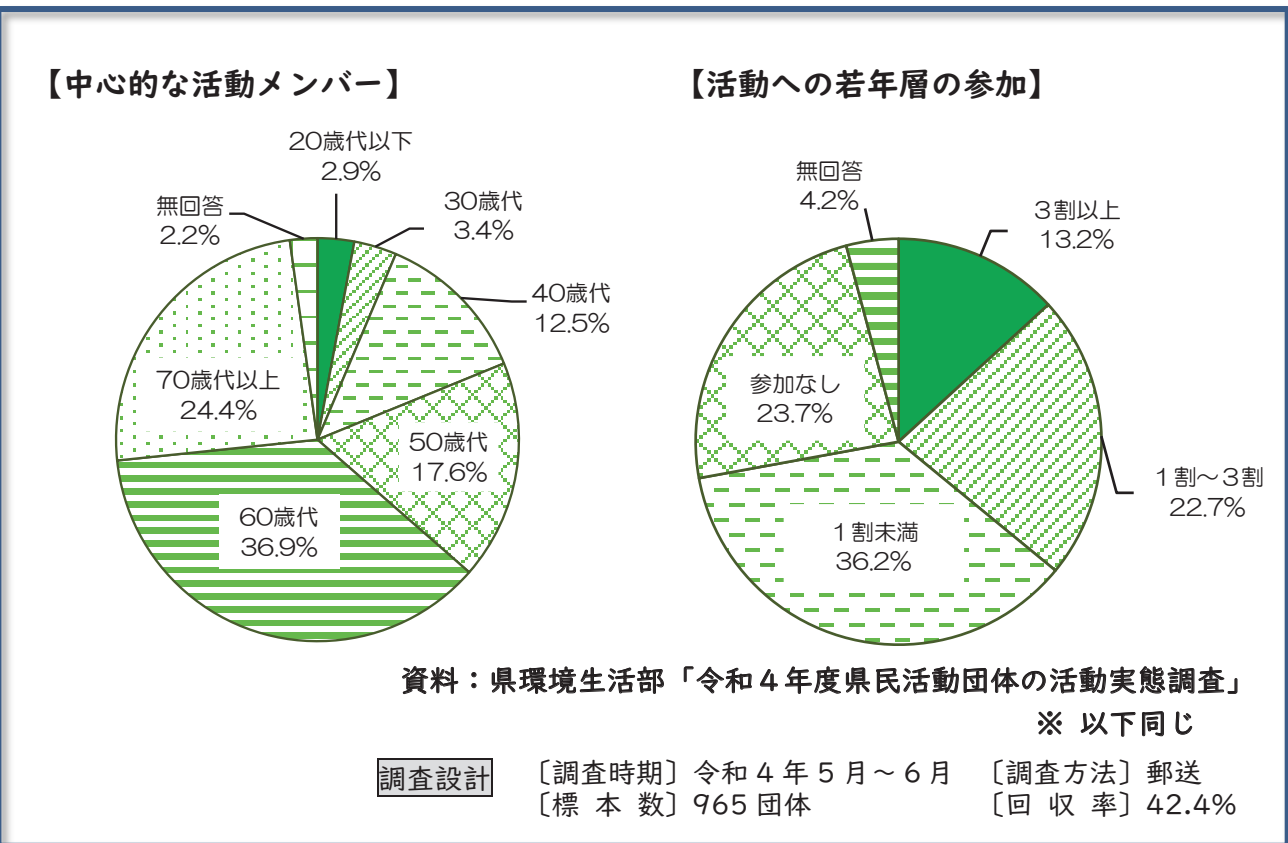
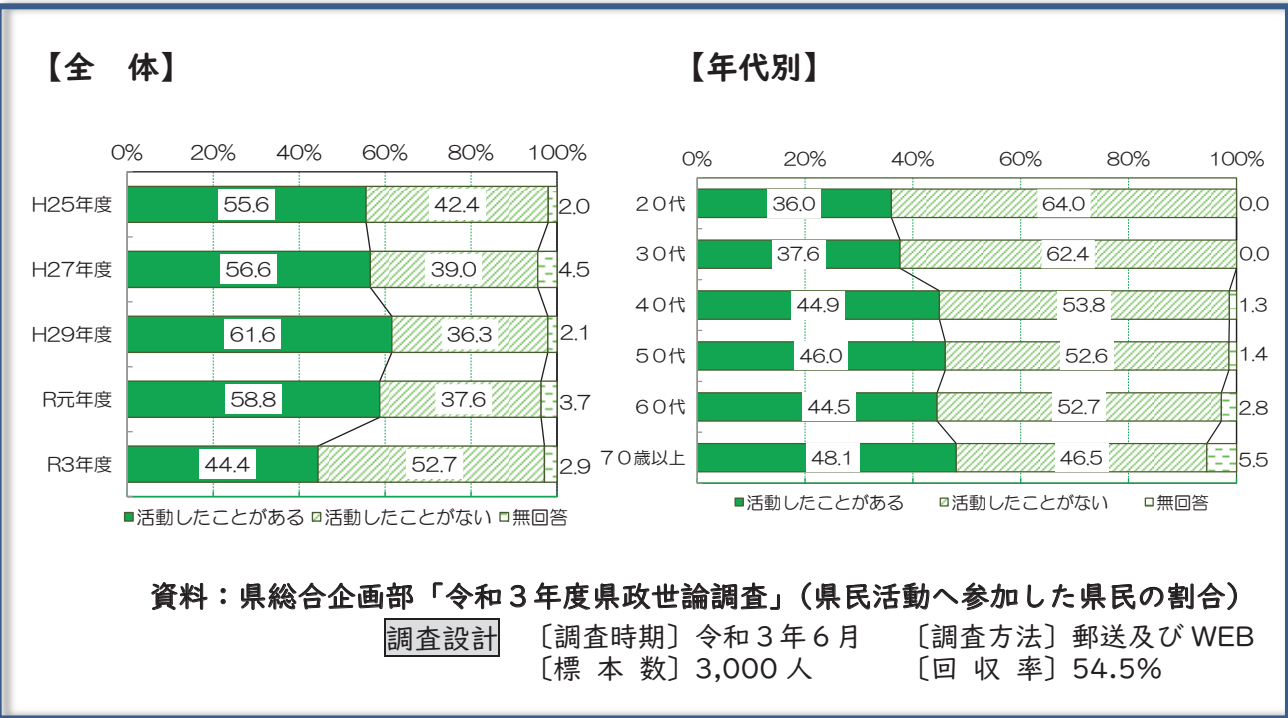
【公益財団法人 山口きらめき財団（以下「山口きらめき財団」という。）】

- 県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体のニーズを踏まえた活動資金の助成や、県民の県民活動への参加促進を図るための普及啓発等を実施

## 第3章 県民活動の現状と課題

### 1 県民活動への参加状況と課題

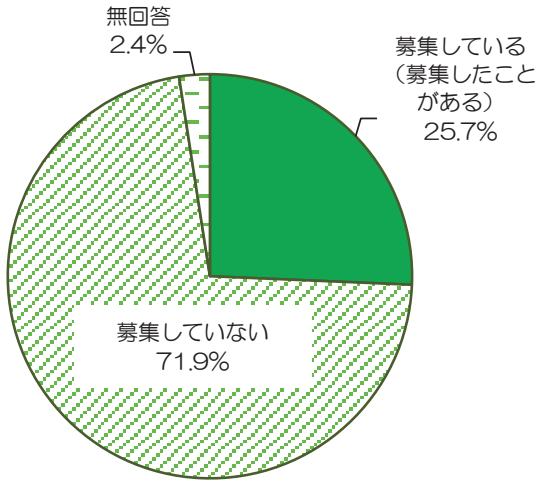
○ 県民活動へ参加したことがある県民の割合が5割を切り、特に30代以下の若年層の参加割合が低いことから、参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。



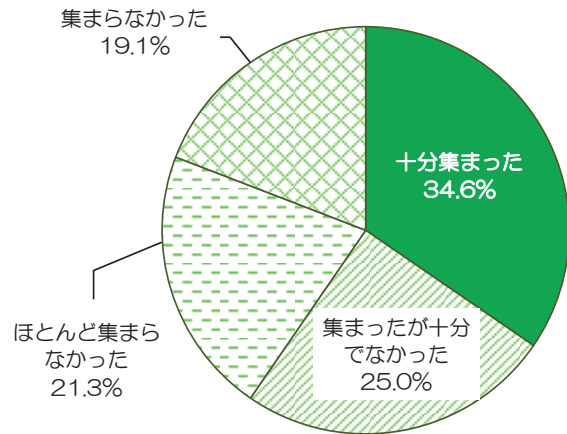
第3章 県民活動の現状と課題

- ボランティアを募集した結果、十分に集まった団体は約3割にとどまっており、参加の促進に向けた、普及啓発や情報発信の強化を推進する必要があります。

【ボランティアの募集状況】



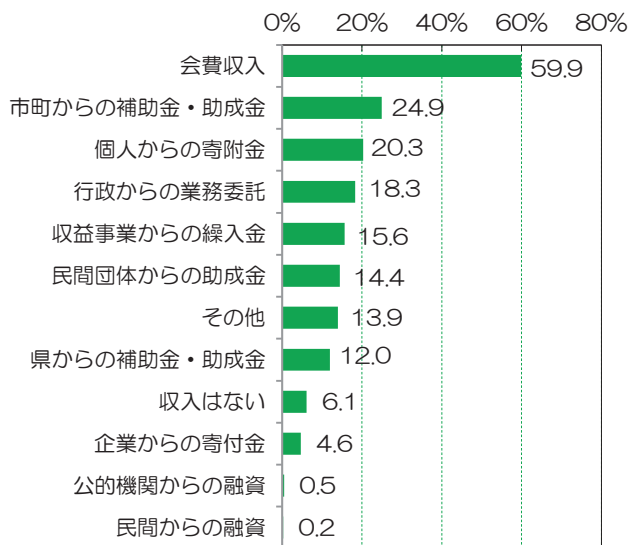
【ボランティアの募集結果】



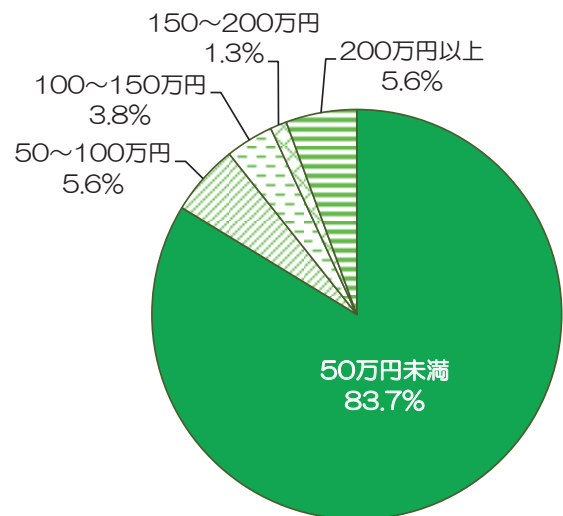
## 2 県民活動団体の状況と課題

- 主な収入源として会費収入をあげている団体が約6割、また、寄附金収入額が50万円未満の団体が8割を超えており、財政基盤が弱い団体が多いため、財政基盤強化に向けた取組を推進する必要があります。

【主な収入源（令和2年度）】（複数回答）

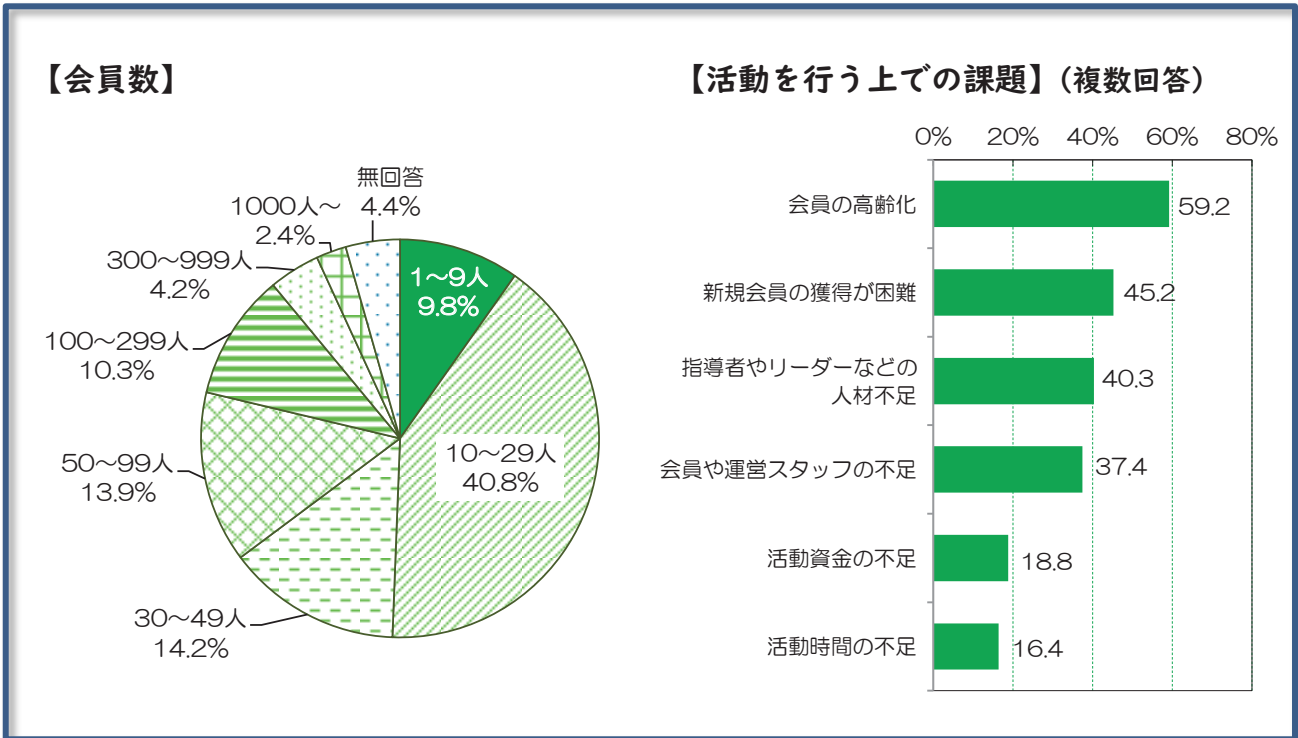


【寄附金収入額（令和2年度）】

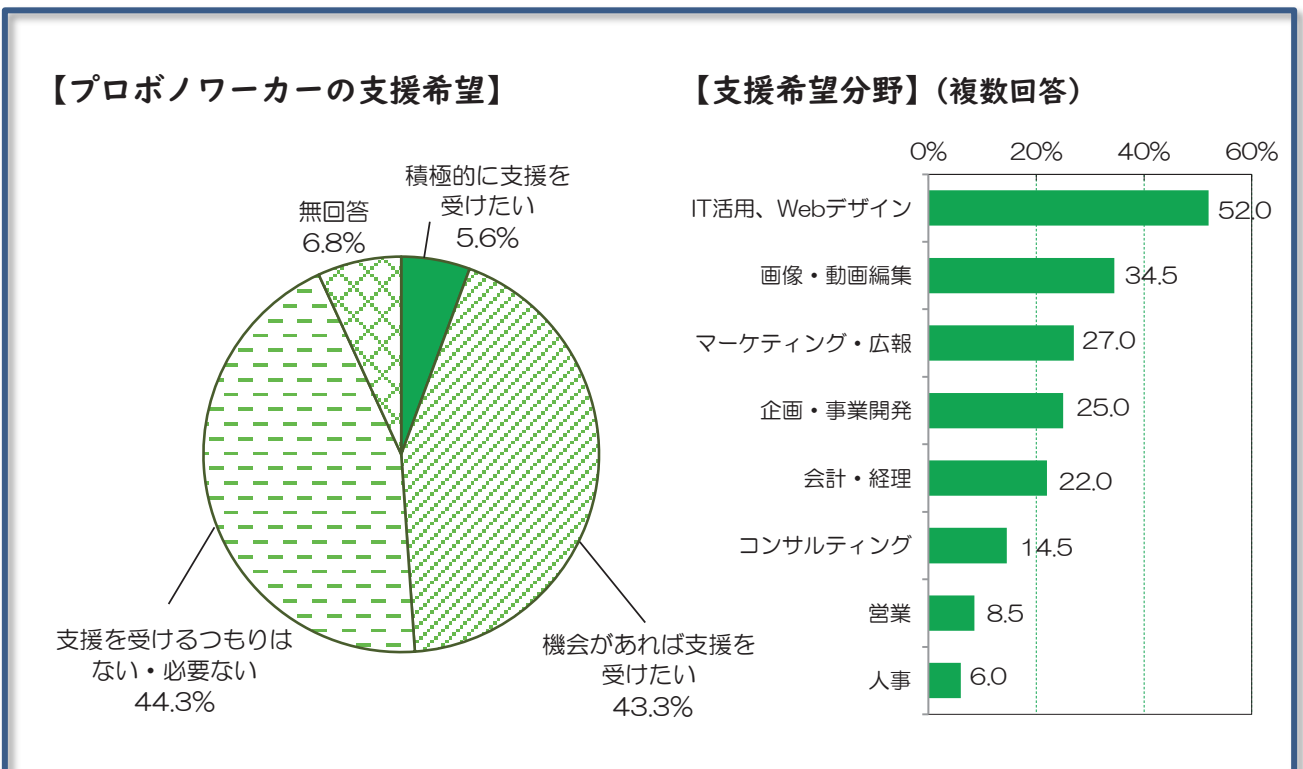




- 会員数が30人未満の団体が約半数を占め、「会員の高齢化」や「新規会員の獲得が困難」など、人材に関する課題が上位を占めています。

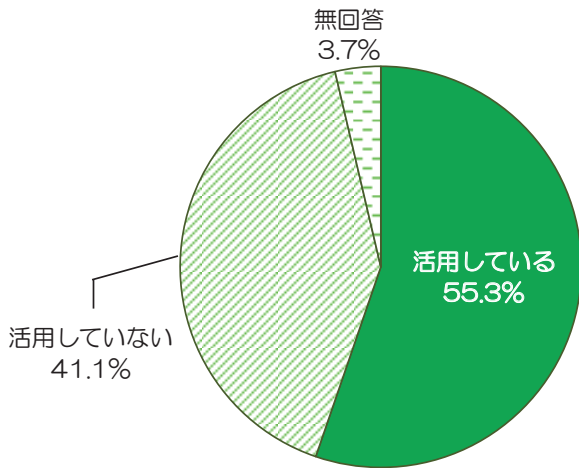


- プロボノワーカー<sup>\*</sup>による支援を受けたい団体の割合が約半数を占め、支援を受けたい分野はデジタル分野が上位を占めており、プロボノ<sup>\*</sup>の活用により団体の基盤強化に向けた取組を推進する必要があります。

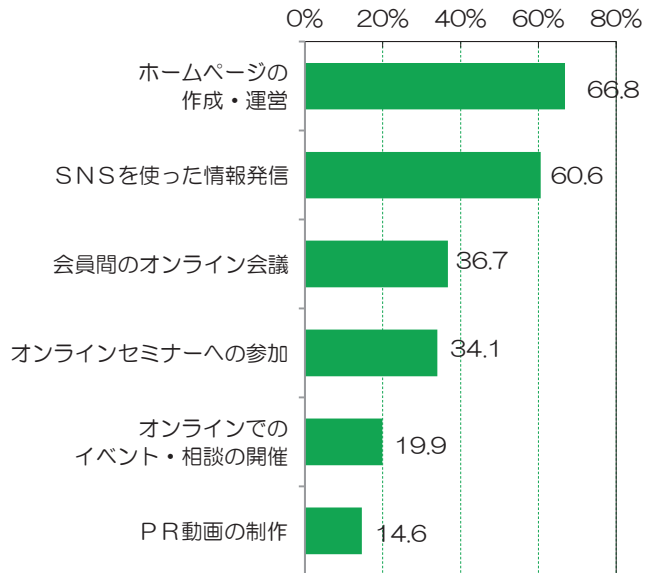


- コロナ禍を契機としたデジタル化の進展により、約半数の団体がデジタルを活用した活動を行っています。また、約4割の団体が「今後新たにデジタルを活用したい」と回答しており、デジタル化への取組支援が求められています。

【デジタル活用の状況】

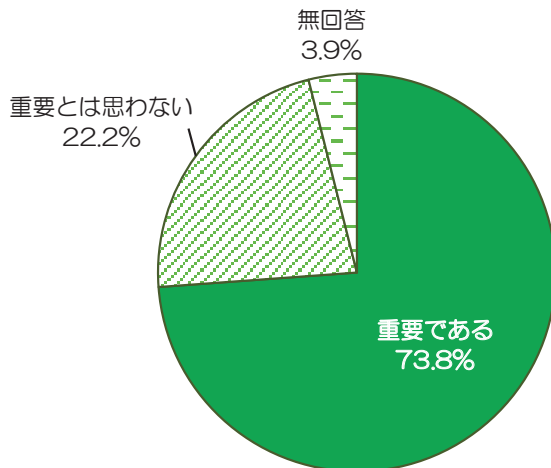


【デジタル活用の内容】（複数回答）

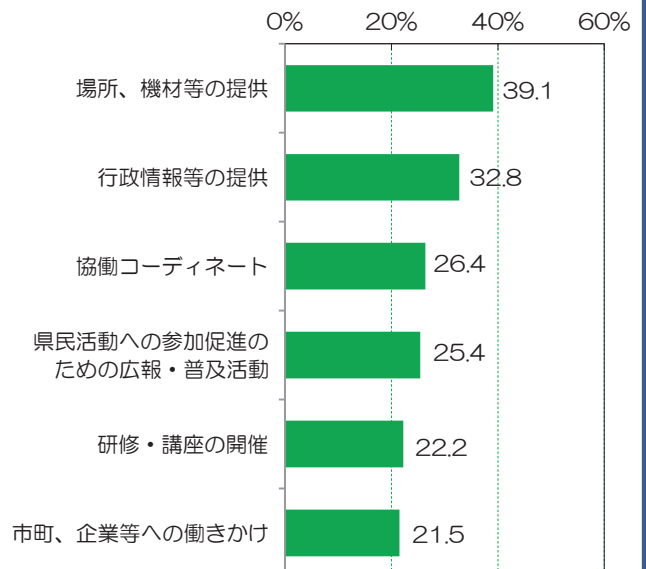


- 市町民活動支援センターの役割への期待が大きく、県と市町の活動支援センターの連携を強化し、県民活動団体の活動を支援する必要があります。

【市町の活動支援センターの役割への認識】



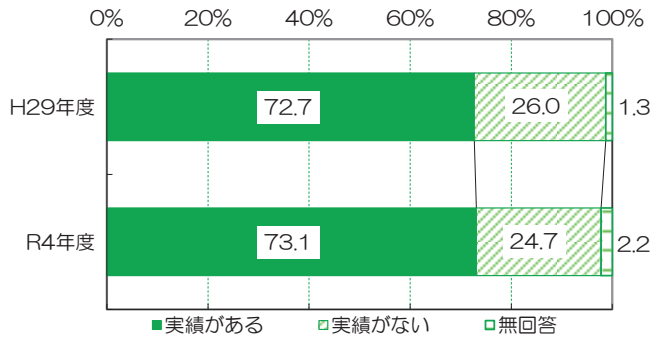
【市町の活動支援センターに期待する役割】（複数回答）



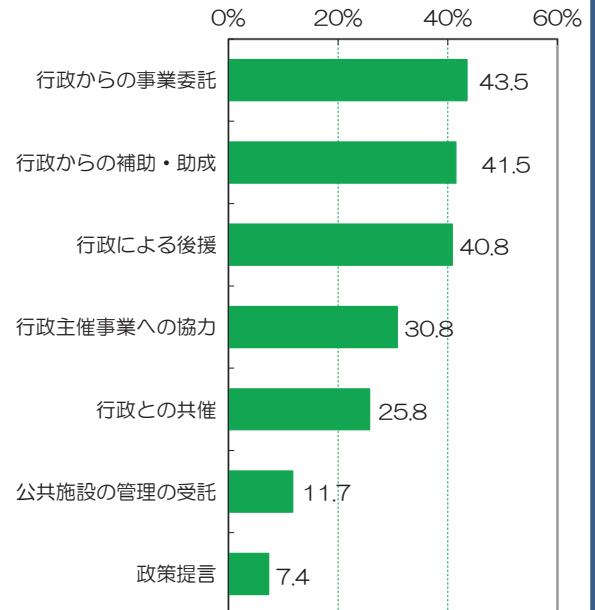
3 県民活動団体と他の主体との協働の状況と課題

○ 行政との協働の割合は7割を超えている一方、事業者（企業）※との協働や、多様な主体との協働の割合は4割未満と低い状況にあり、協働しやすい環境づくりを推進する必要があります。

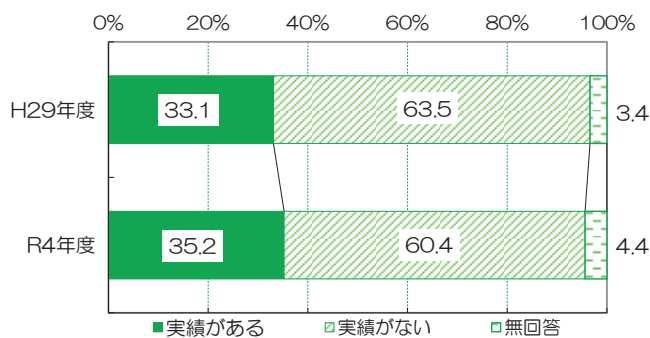
【行政との協働の状況】



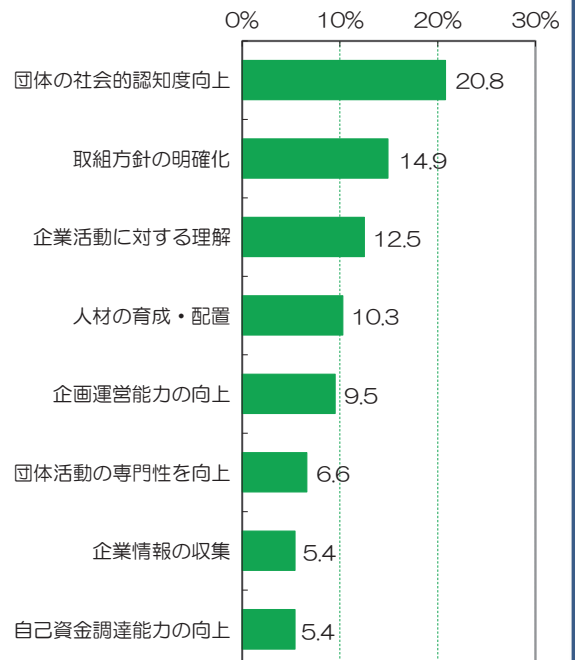
【行政との協働の内容】（複数回答）



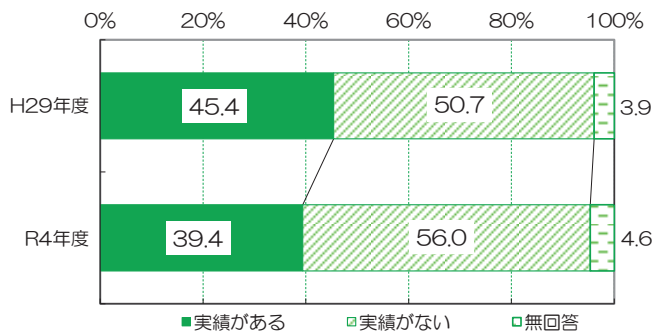
【事業者（企業）との協働の状況】



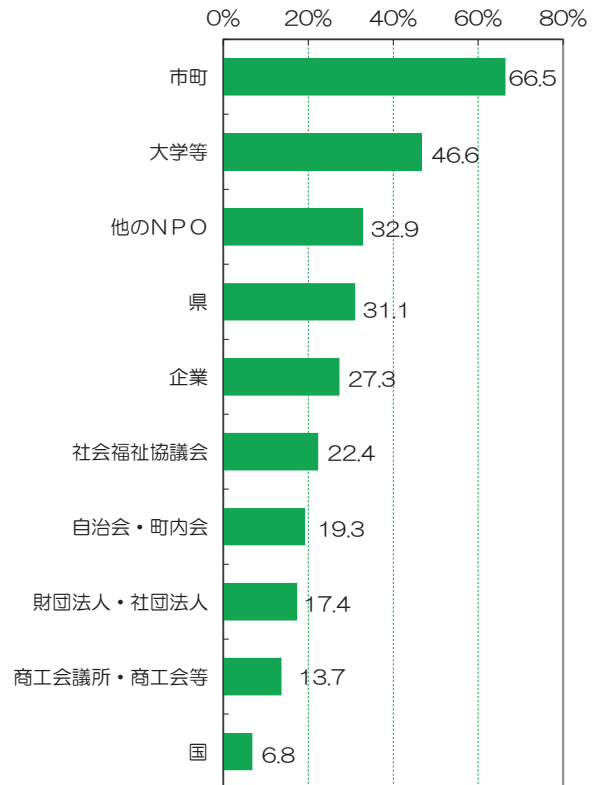
【事業者（企業）と協働する際の課題】（複数回答）



【多様な主体との協働の状況】



【協働の相手方】(複数回答)



「協働」して、地域課題を解決しよう！

「協働」ってなに？

相互の存在意義を認識し尊重しあい、相互にもてる資源を出し合い、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力することを言います。

<協働の基本原則>

|       |   |
|-------|---|
| 対等な関係 | 各主体が上下の関係ではなく、対等な関係を保つことを心がける必要があります。             |
| 相互理解  | 相互の特質や違いを理解した上で、果たすべき役割や責任の分担等を明確にし、取り組むことが必要です。  |
| 相互自立  | 一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。                |
| 目的の共有 | 協働によって達成しようとする目的を共有し、合意形成を行いながら、協働事業を実施することが重要です。 |
| 情報の公開 | 活動目的や活動内容など、お互いに情報を公開することが求められます。                 |

協働することにより、各主体の立場から、課題解決に向かって様々な活動を展開することができます。また、解決策を見出す過程で、立場の違う様々な考え方や技術を持つ方々と交流することにより、視野が広がり、活動の充実につながります！  
ぜひ、協働して、地域課題の解決に向けて取り組んでみませんか？



## 第4章 施策の展開

基本目標の実現のため、3つの基本方針に基づき、具体的な施策を展開していきます。

## 基本目標

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る  
「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現

## 基本方針1

県民活動への理解と  
参加の促進

- (1) 情報発信と普及啓発
- (2) イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進
- (3) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携
- (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
- (5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供
- (6) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進
- (7) 寄附への理解促進

## 基本方針2

県民活動団体の基盤  
強化に向けた人づく  
り・環境づくり

- (1) 県民活動支援センターの機能強化
- (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進
- (3) 中間支援団体の育成と連携
- (4) 様々な資金調達手法の普及啓発
- (5) NPO法改正への対応
- (6) プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化
- (7) 県民活動団体のデジタル化の推進

## 基本方針3

県民活動団体と多様  
な主体との協働の推  
進

- (1) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進
- (2) 「協働ファシリテーター」による協働の推進
- (3) 県との協働推進
- (4) 市町との協働推進
- (5) 事業者（企業）との協働推進
- (6) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携〔再掲〕

1 県民活動への理解と参加の促進

地域づくりの推進力となる県民活動を活発化させるため、県民活動が果たしている意義や役割等について理解を深めていくための普及啓発に努め、参加を促進します。

(1) 情報発信と普及啓発

県民活動を多様な広報媒体等によって広く県民に発信するとともに、10月・11月の「県民活動促進期間」を中心に、市町や関係団体等と連携して普及啓発活動を積極的に展開します。

- 「山口県県民活動スーパーネット」(以下「スーパーネット<sup>※</sup>」という。)による情報提供の充実
- 県の広報媒体や「やまぐち県政出前トーク」の積極的な活用による普及啓発
- 県民活動への参加を促進するための相談支援体制の充実
- 県民活動促進期間における重点的な普及啓発活動の推進
  - ・「チャレンジやまぐち!地域貢献賞」(以下「地域貢献賞<sup>※</sup>」という。)による県民活動団体等の表彰、活動紹介
  - ・「企業ボランティア活動促進モデル事業所」(以下「モデル事業所<sup>※</sup>」という。)の指定、活動紹介
  - ・「やまぐち県民活動促進実行委員会<sup>※</sup>」による取組の推進
- 「ボランティア・チャレンジ<sup>※</sup>」の普及啓発
  - ・ボランティア活動への参加促進のための普及啓発の実施
  - ・イベントの場を活用したボランティア活動の紹介



地域貢献賞表彰式 (令和4年度)



モデル事業所指定書等贈呈式 (令和4年度)

ボランティア・チャレンジ<sup>※</sup>の取組例（道路清掃）

## （2）イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進

イベントの開催により、県民活動団体の魅力発信や団体間の交流促進の場を創出するとともに、広く県民に、ボランティア体験やきっかけづくりの機会を提供することにより、県民活動への理解と参加を促進します。

また、山口ゆめ花博のボランティア等で活躍した「県民活動アンバサダー」による「ゆめ花マルシェ」等でのこれまでの活動を継承・発展させます。

- 山口きらら博記念公園で県民活動団体が活動を PR するイベントの開催
  - ・地域貢献賞<sup>※</sup>受賞者、モデル事業所<sup>※</sup>との交流
  - ・来場者間のマッチングによる協働の推進、団体間でのノウハウ共有
- ボランティア普及啓発の展開
- 高校・大学等のボランティアサークルと連携した企画・運営



県民活動アンバサダー  
（ゆめ花マルシェ 2022）



ブースでの団体 PR

(3) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携

学生のニーズを踏まえた参加しやすい環境づくりに努めるとともに、高校や大学等と連携し、情報取得の機会を拡充するなど、若年層の参加促進のための取組を推進します。

- 高校の1人1台タブレット端末等へボランティア体験事例等の掲載による情報発信
- 「山口県高校生ボランティア活動認証制度<sup>※</sup>」と「あいかさねっと<sup>※</sup>」の連携周知による参加の促進
- 「ボランティア・チャレンジ実行委員会<sup>※</sup>」による普及啓発
  - ・高校の授業内や大学等の掲示板・講義内での県民活動団体の活動紹介
  - ・マッチングによるボランティア体験の実施
- SNS<sup>※</sup>を通じたボランティア募集情報の配信

(4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進

地域のコミュニティ機能が低下する中、地域住民が、多様な主体と協働しながら地域の課題を解決することが求められていることから、地域づくりの推進力となる県民活動への参加を促進します。

- 環境保全活動への参加促進
  - ・環境保全について考え、環境配慮の取組を実践できる人材を育成するための環境学習・環境教育の機会の充実
  - ・県民一斉環境美化活動促進期間の設定と活動の展開
  - ・自主的かつ積極的な環境保全活動を促進するための普及啓発や情報提供
- 中山間地域の主要な担い手としての参加促進
  - ・中山間地域で活躍する県民活動団体の育成
  - ・地域づくりリーダーや新たな担い手の育成・確保の推進
  - ・専門家や事業者（企業）<sup>※</sup>、大学生などの多様な主体が連携・協働して支援を行う体制の整備
- 災害ボランティア活動への参加促進
  - ・被災地で活動する上で必要となる知識・技術の習得に向けたボランティアの養成研修の開催
  - ・ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの養成



## (5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供

若年層、中堅世代及びシニア世代などの世代別や生活環境に合わせた活動の場や機会の提供等により、誰もが県民活動に参加できるよう努めます。

## 【児童・生徒】

- 「山口県の地域連携教育<sup>\*</sup>」による学校・家庭・地域が連携・協働した取組の展開
- 「山口県高校生ボランティア活動認証制度<sup>\*</sup>」と「あいかさねっと<sup>\*</sup>」の連携周知による参加の促進〔再掲〕

## 【大学生・若者】

- ボランティア体験による参加促進
- 大学等と連携した参加機会の拡充やSNS<sup>\*</sup>を通じたボランティア募集情報の配信

## 【中堅世代】

- プロボノ<sup>\*</sup>の普及啓発による参加促進
- ボランティア休暇<sup>\*</sup>の活用等による参加促進

## 【シニア世代】

- 県生涯現役推進センター等による情報提供や仲間づくり、リーダー養成等の支援
- 産学公連携による社会参加促進に向けた普及啓発や環境づくり、協働の推進

(6) 事業者（企業）<sup>\*</sup>における社会貢献活動への参加促進

地域経済の担い手である事業者（企業）は、財・サービスの提供や雇用の創出を行うなど、経済活動を通じて地域社会に活力をもたらす一方で、地域社会の一員として、社会貢献活動への参加が期待されています。

このため、事業者（企業）が積極的に社会貢献活動へ参加できるよう環境づくりを推進します。

- 経営者や従業員の専門性を活かしたプロボノの促進
- 県民活動の啓発や情報提供、団体の紹介等による理解促進
- 社会貢献活動に積極的なモデル事業所<sup>\*</sup>の指定・周知
- 寄附事例の紹介やPRなど寄附を促す仕組みづくり
- ボランティア休暇制度の普及啓発や退職前教育への協力

(7) 寄附への理解促進

県民が県民活動団体に寄附することは、活動を支える一つの方法であり、社会貢献に繋がることから、積極的に寄附を行うような社会の実現を目指し、寄附への理解を促進します。

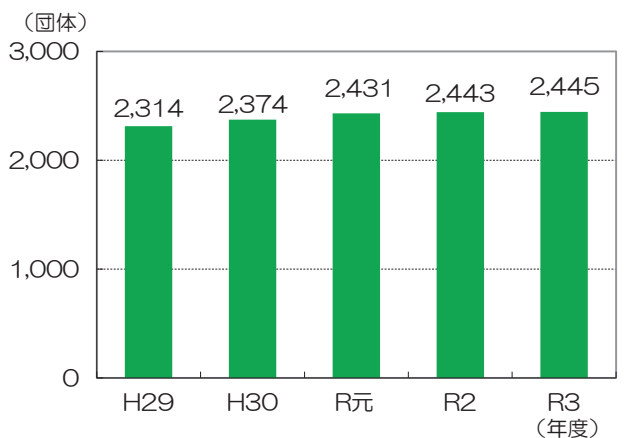
- 県ホームページ等を活用した寄附促進のPR
- 県民、事業者（企業）<sup>\*</sup>等を対象とした寄附促進のためのセミナー等の開催
- 寄附のメリットや先進事例の紹介等による理解促進
- 県民活動団体への寄附の実態調査と結果公表
- 12月の「寄付月間<sup>\*</sup>」と連携した広報活動

【評価指標】

「県民活動への理解と参加の促進」の評価指標として、「県民活動団体数」と「若年層の参加割合が3割以上を占める県民活動団体の割合」を設定し、現状から着実な増加を図ることを目標とします。

| 名 称                        | 現状値                        | 目標値                        |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 県民活動団体数                    | 2,445 団体<br>《2021（令和3）年度末》 | 2,590 団体<br>《2026（令和8）年度末》 |
| 若年層の参加割合が3割以上を占める県民活動団体の割合 | 16.5%<br>《2021（令和3）年度》     | 増加させる<br>《2026（令和8）年度》     |

< 県民活動団体数の推移 >



資料：県環境生活部

集計方法

市町からの報告団体数を集計  
(NPO 法人を含む)

[報告対象]

市町(教育委員会等を含む)・市町民活動支援センターで把握・登録している団体数及び市町社会福祉協議会登録団体数



## 「県民活動」が「SDGs」につながる！

### 「SDGs」ってなに？

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17の目標、169のターゲットから構成され、「**誰一人取り残さない**」ことを誓っています。

日本では、地域住民、NPO、企業等が、身近な課題を解決するために活躍しており、**多様な主体が協働し、SDGs達成に向けて取り組んでいく**ことが期待されています。



### 「県民活動」と「SDGs」の関連は？

17の目標は独立したものではなく、**相互に関連**しており、地域課題の解決のために県民活動に取り組むと、**複数の目標を同時に達成**することにつながります。

例えば、こども食堂が扱っている課題には、1、2、3など多くの目標が関連しており、それらすべてを幅広い県民活動の連携、協力によって、協働して解決していく必要があります。



みなさんが取り組む身近な県民活動をSDGsに当てはめてみると、県民活動がより魅力的に感じられ、より一層やりがいを感じるができると思います！  
また、団体のみなさんは、自分たちの活動をSDGsという世界共通言語で捉え直すと、同じ目標を持つ他の団体や企業との協働のきっかけになるかもしれません。



## 2 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり

県民活動団体は、地域社会の担い手としての役割が拡大していますが、小規模な団体が多く、財政運営基盤の強化や人材の育成・確保が求められています。

このため、県民活動支援センターや市町民活動支援センター、山口きらめき財団等と連携し、基盤強化に向けた人づくり・環境づくりを推進します。

### (1) 県民活動支援センターの機能強化

県民活動支援センターの機能を高め、県民活動の中核的支援拠点としての充実を図ります。

また、指定管理者制度を活用し、NPO法人の自主性や機動性を活かした運営により、利用者のニーズや実情に応じた質の高いサービスの提供に努めます。

- 情報収集・情報提供機能の充実
  - ・スーパーネット※による情報提供と機能拡充
  - ・メールマガジン※「さぼ〜とメール※」の充実
  - ・SNS※等の活用による情報発信
- 相談・助言機能の充実
  - ・スタッフの資質向上による一般相談の充実
  - ・専門家による個別相談の実施
- 人材育成・研修機能の充実
  - ・会計や税務、労務、登記等のスキルアップ研修
  - ・団体の質を高める組織力向上研修
  - ・協働や寄附促進、広報（情報発信）等の課題解決研修
- 交流・連携・協働機能の充実
  - ・交流や情報交換の場の提供
  - ・市町民活動支援センターや山口きらめき財団等とのネットワーク形成
  - ・行政、事業者（企業）※、県民及び県民活動団体間の協働のコーディネート
- 県民活動に関する調査・研究機能の充実
  - ・県民活動団体のニーズや先進的な取組等に関する調査・研究の実施



NPO・ボランティア・コミュニティ あなたにできる「人」と「社会」にやさしいこと

## (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進

市町民活動支援センターは、県民活動団体が地域の特性を活かした活動ができるよう、地域の支援拠点として重要な役割を担っており、県民活動支援センターとの連携を密にし、その機能を強化します。

また、未設置の市町には、地域の実情に応じたセンターの設置ができるよう、必要に応じてノウハウや情報の提供など、設置に向けた支援を行います。

- 県民活動ネットワーク会議等を活用した連携
- 市町民活動支援センターの未設置市町に対する設置の働きかけと設置支援

## &lt;市町民活動支援センター一覧&gt;

(令和5年2月1日現在)

| No | 自治体名   | センター名                           | 設置年月    | 運営形態 |
|----|--------|---------------------------------|---------|------|
| 1  | 下 関 市  | しものせき市民活動センター<br>(ふくふくサポートフラップ) | H19年 5月 | 公設民営 |
| 2  | 宇 部 市  | 宇部市民活動センター「青空」                  | H13年 1月 | 民設民営 |
| 3  | 山 口 市  | 山口市市民活動支援センター<br>さぼらんて          | H13年12月 | 公設民営 |
| 4  | 萩 市    | 萩市市民活動センター「結」                   | H21年 2月 | 公設民営 |
| 5  | 防 府 市  | 防府市市民活動支援センター                   | H15年11月 | 公設民営 |
| 6  | 岩 国 市  | いわくに市民活動支援センター<br>(サポネット・いわくに)  | H12年10月 | 公設民営 |
| 7  | 光 市    | 光市地域づくり支援センター                   | H19年10月 | 公設公営 |
| 8  | 長 門 市  | 長門市市民活動支援センター<br>市民サポートながと      | R5年 2月  | 公設公営 |
| 9  | 柳 井 市  | やない市民活動センター                     | H24年11月 | 公設公営 |
| 10 | 周 南 市  | 周南市市民活動支援センター                   | H13年10月 | 公設公営 |
| 11 | 山陽小野田市 | 山陽小野田市市民活動支援センター                | H30年 4月 | 公設公営 |
| 12 | 阿 武 町  | 阿武町町民活動支援センター                   | R3年 5月  | 公設公営 |

### (3) 中間支援団体の育成と連携

中間支援団体は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、自ら政策提言を行うほか、県民活動団体による政策提言の意見調整を行うなど、重要な役割を担っており、中間支援団体の育成を図り、連携を強化します。

- 中間支援団体における人材育成のための研修会の開催
- 県内各地域や活動分野別の中間支援団体のネットワーク化の推進

### (4) 様々な資金調達手法の普及啓発

県民活動団体が地域から信頼され、自立的活動を行うためには、財政基盤を強化していく必要があることから、様々な資金調達手法の普及啓発を図ります。

また、2022（令和4）年10月に施行された労働者協同組合法により、組合員が出資し事業を行うことができる新たな法人形態が法制化された「労働者協同組合<sup>※</sup>」の普及啓発を図ります。

- 山口きらめき財団や（一財）地域活性化センター等の助成事業の活用促進
- 助成金等の情報提供や有効活用に関する研修会の開催
- 寄附募集に関する研修会の開催
- 「クラウドファンディング<sup>※</sup>」や「ソーシャル・ビジネス<sup>※</sup>」、休眠預金等の活用<sup>※</sup>等、資金調達手法の普及啓発
- 資金調達手法に精通したプロボノワーカー<sup>※</sup>による支援の普及啓発
- 「労働者協同組合」の普及啓発



(5) NPO法改正への対応

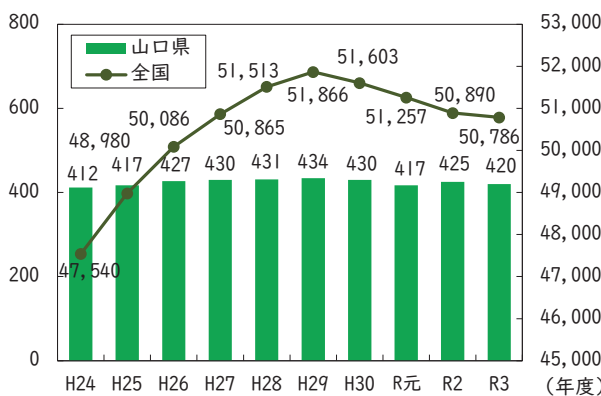
2020（令和2）年のNPO法の改正では、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等によりNPO法人がより迅速に設立可能となる一方、公表内容の拡充も行われたところであり、適切な指導・周知を図ります。

また、認定NPO法人の提出書類の削減により、事務負担の軽減も行われたところであり、認定取得の促進を図ります。

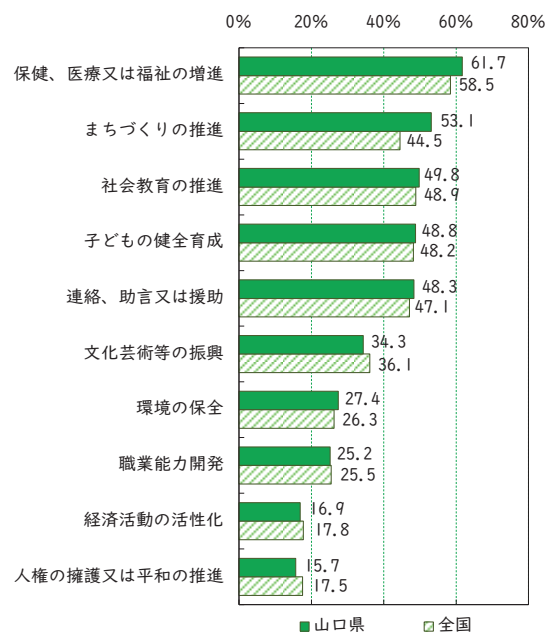
- 任意団体の NPO 法人化の促進
- NPO 法人ポータルサイト※（内閣府運営）の活用による情報発信
- NPO 法人会計基準の普及
- 改正 NPO 法の周知・広報
- 認定 NPO 法人の取得促進に向けた研修会の実施

NPO 法人の認証状況

【法人数（県・全国）】



【活動分野】（令和3年度末、複数回答）



【主たる事務所の所在地別 NPO 法人数（令和3年度末）】

| 市町名 | NPO法人数 | 市町名 | NPO法人数 | 市町名    | NPO法人数 | 市町名  | NPO法人数 |
|-----|--------|-----|--------|--------|--------|------|--------|
| 下関市 | 65     | 下松市 | 8      | 美祢市    | 8      | 上関町  | -      |
| 宇部市 | 60     | 岩国市 | 33     | 周南市    | 37     | 田布施町 | 2      |
| 山口市 | 81     | 光市  | 16     | 山陽小野田市 | 12     | 平生町  | -      |
| 萩市  | 31     | 長門市 | 22     | 周防大島町  | 11     | 阿武町  | 1      |
| 防府市 | 24     | 柳井市 | 8      | 和木町    | 1      | 合計   | 420    |

資料：内閣府及び県環境生活部

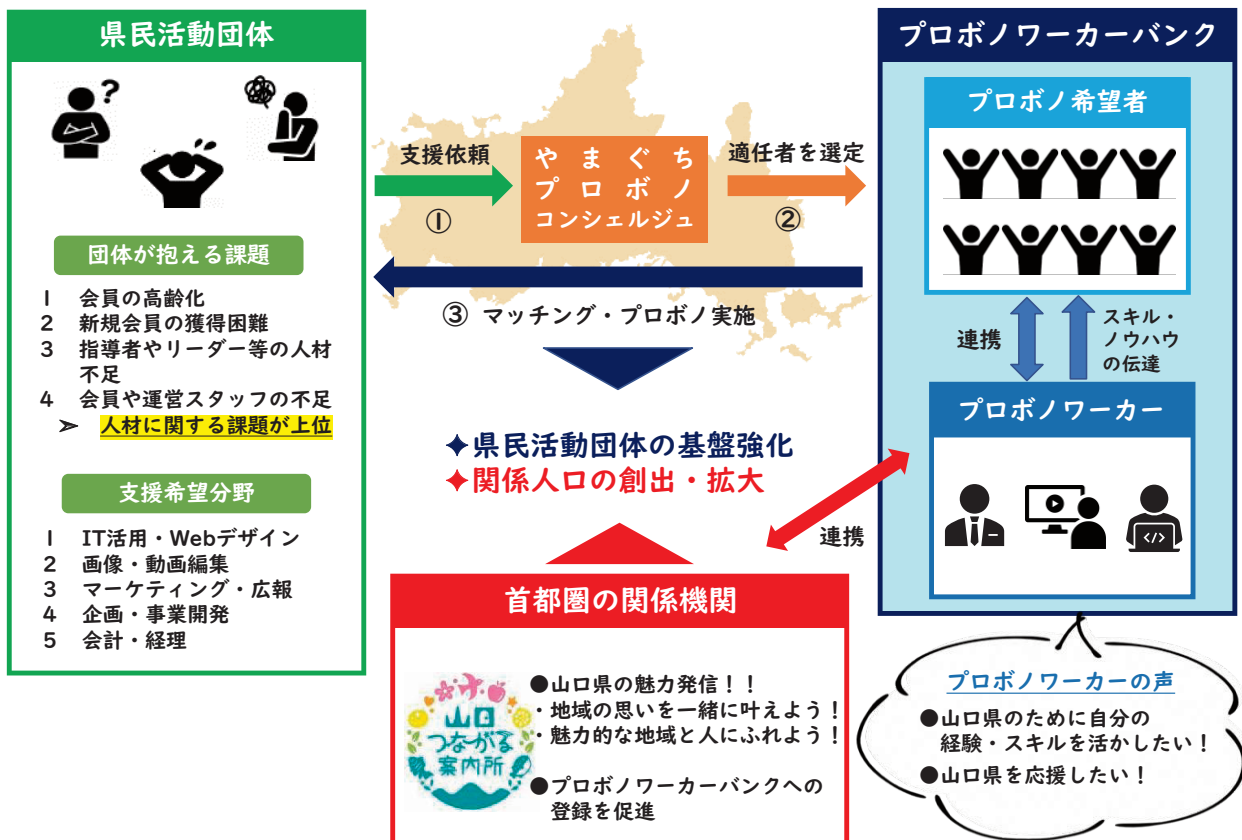
(6) プロボノ<sup>\*</sup>の活用による県民活動団体の基盤強化

県民活動団体が抱えている課題は、会員の高齢化や会員・スタッフの不足等人材に関する課題が上位であり、また、プロボノワーカー<sup>\*</sup>の支援を受けたい県民活動団体の割合が約半数を占めています。

このため、プロボノを利用できる体制を整備し、プロボノの活用により県民活動団体の基盤を強化します。

また、県外プロボノワーカーの呼び込みを通じた関係人口の創出・拡大を図ります。

- プロボノの普及啓発による参加促進
- 「プロボノワーカーバンク<sup>\*</sup>」を創設し、プロボノを利用できる体制を整備
- 「プロボノコンシェルジュ<sup>\*</sup>」を配置し、団体とワーカーのマッチングや伴走支援を実施
- 「山口つながる案内所」等の首都圏の関係機関と連携して県外人材を発掘
- 事業者（企業）<sup>\*</sup>への働きかけの実施
- プロボノワーカーとプロボノ希望者の交流を通じた人材育成





### (7) 県民活動団体のデジタル化の推進

県民活動団体がデジタルを活用した運営・活動ができるよう、デジタル化への取組支援を推進します。

また、国による2023（令和5）年3月のNPO法人のウェブ報告システムの稼働開始を踏まえ、オンライン手続の普及促進を図ります。

- 団体の運営・活動のデジタル化への取組支援
  - ・ 県民活動支援センターの Zoom<sup>※</sup>ルームの活用やオンラインに係る技術的助言等を通じた取組促進
  - ・ デジタルに精通したプロボノワーカー<sup>※</sup>と県民活動団体のマッチング
  - ・ 若年層によるデジタル化への取組支援
- NPO法関連手続のオンライン化の普及促進

#### 【評価指標】

「県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり」の評価指標として、「地域の支援センターの設置市町数」は、県下全域で必要な体制が整備されるよう、県内全19市町を目標値とします。

また、「プロボノワーカーバンク<sup>※</sup>の登録者数」は、バンク創設以降1年間で25人の登録を目指して100人とし、「認定NPO法人数」は、1年間で1法人増加の15法人を目標値とします。

| 名 称                  | 現状値                     | 目標値                     |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 地域の支援センターの設置市町数      | 11 市町<br>《2021（令和3）年度末》 | 19 市町<br>《2026（令和8）年度末》 |
| プロボノワーカーバンクの登録者数（累計） | —                       | 100 人<br>《2026（令和8）年度末》 |
| 認定NPO法人数             | 10 法人<br>《2021（令和3）年度末》 | 15 法人<br>《2026（令和8）年度末》 |



## 「やまぐち県民活動支援センター」を利用しよう！ 「山口県県民活動スーパーネット」を活用しよう！

### センターってどんなところ？

コミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動など、県民のみなさんの自主的・主体的な活動を支援しています。

みなさんに気軽に利用していただき、交流が広がり、活動が活発化することにより、社会の様々な分野において、みなさんの力が大いに発揮できることを期待しています。また、活動の情報を発信する場として活用され、活動の輪が広がることを願っています。

### どんな支援をしてるの？

#### ★相談したい！

県民活動やNPO法人に関する相談ができます。  
(NPO法人設立・運営、活動団体の紹介、助成金の紹介など)

#### ★もっと相談したい！

各分野の専門家から個別に、無料で相談を受けることができます。(会計・税務・労務・許認可・融資など)

#### ★チラシや資料を作りたい！

印刷機、紙折り機、丁合機、断裁機、作業用テーブル、文房具などが利用できます。

#### ★交流したい！

様々な分野・テーマで意見交換会を開催しています。

#### ★学びたい！

県民活動に役立つ講座・セミナーを開催しています。

#### ★会議をしたい！

交流コーナーやZoomルームを利用できます。



センターは、山口市神田町1-80  
防長青年館（バルトピアやまぐち）  
の2階にあります！  
ぜひ、お気軽にお立ち寄りください！



Zoomルーム

### スーパーネットってなに？

センターの利用方法やイベント、助成金、セミナー情報などNPOに関する情報が盛りだくさん！

団体情報を登録すると、団体主催のイベントなど、スーパーネットで情報発信ができます。また、センターのメールマガジン「さぼ〜とメール」は、NPOの活動に役立つ内容やセンターからのお知らせを毎月1回配信しています。



以下の二次元コードから、スマホ対応ページをご覧ください！



県民活動支援センターの他に、みなさんに身近なところにも、活動を支援する市町民活動支援センター等の支援拠点があります。

気軽に相談ができるので、まずは支援拠点を利用してみませんか？

団体の情報発信の場・情報収集の手段として、ぜひスーパーネットにご登録を！



## 「プロボノ」をしよう！

### 「プロボノ」ってなに？

ラテン語の「Pro Bono Publico」（公共善のために）が語源で、「**仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動**」を意味します。

プロボノは、弁護士等の法律に携わる方々が、無料の法律相談等のボランティア活動を行ったのが始まりと言われ、現在では、様々な分野に広がっています。

### どんな分野があるの？

|          |            |          |           |
|----------|------------|----------|-----------|
| 企画・事業開発  | マーケティング・広報 | コンサルティング | ファシリテーション |
| IT活用、Web | 画像・動画編集    | 調査・分析    | 研究・開発     |
| 会計・経理    | 営業         | 事務       | ライティング    |

など

### どんな支援をしてるの？

#### 《事例》

- SNSを活用した団体の情報発信
- 宿泊予約の自動管理システム構築
- 地域住民と交流しながら花畑を整備
- 「ふれあい市場」の活性化
- バイオマス資源の活用による地域活性化
- ホームページ運用マニュアルの作成



### どんなメリットがあるの？

チームを作って、一緒に課題解決に向けて取り組むことが多いため、多くの人との出会いが生まれ、職場や業種、地域を越えて、**新しい人とのつながり**ができます。Zoomなどオンラインで団体とつながり、県外からプロボノに参加される方もいらっしゃいます。

プロボノワーカー同士でも交流ができ、**専門外のことも学べる機会**となります。

また、自分の力を社会で試すことができ、普段の仕事では得られない気づき生まれ、**スキルの向上に結びつく**ことも期待できます。自分の力がこんなに役に立つんだという**やりがいを感じる**ことができます。

県民活動団体は、人材不足という課題を抱えている団体が多いため、みなさんの専門的な知識・技術を求めています！

自分のスキルを活かして地域の役に立ちたい！誰かの役に立ちたい！そんな思いをお持ちの方は、ぜひプロボノをしてみませんか？

### 3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体が単独で取り組むよりも、行政や事業者（企業）※など多様な主体が役割を分担しながら取り組むことが効果的であることから、協働の取組を推進します。

#### （1）「あいかさねっと※」を活用したマッチングの推進

ボランティアに関する情報をインターネットで提供し、ボランティアをしたい個人・団体・事業者（企業）とボランティアをしてほしい団体とをつなぐ、「あいかさねっと」の利用促進を図り、ボランティアのマッチングを推進します。

- 「あいかさねっと」の周知、普及啓発及び情報提供方法の充実
  - ・各種イベント、研修会等を活用した情報提供、登録促進
  - ・県民活動促進期間における重点的な普及啓発活動の推進
  - ・SNS※を通じたボランティア募集情報の配信〔再掲〕
- 「あいかさねっと」の利便性向上に向けた取組の推進

#### < 「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動マッチング数 >

| 年 度 | 年度計 | 累 計   |
|-----|-----|-------|
| H30 | 281 | 281   |
| R元  | 357 | 638   |
| R2  | 233 | 871   |
| R3  | 421 | 1,292 |

資料：県環境生活部



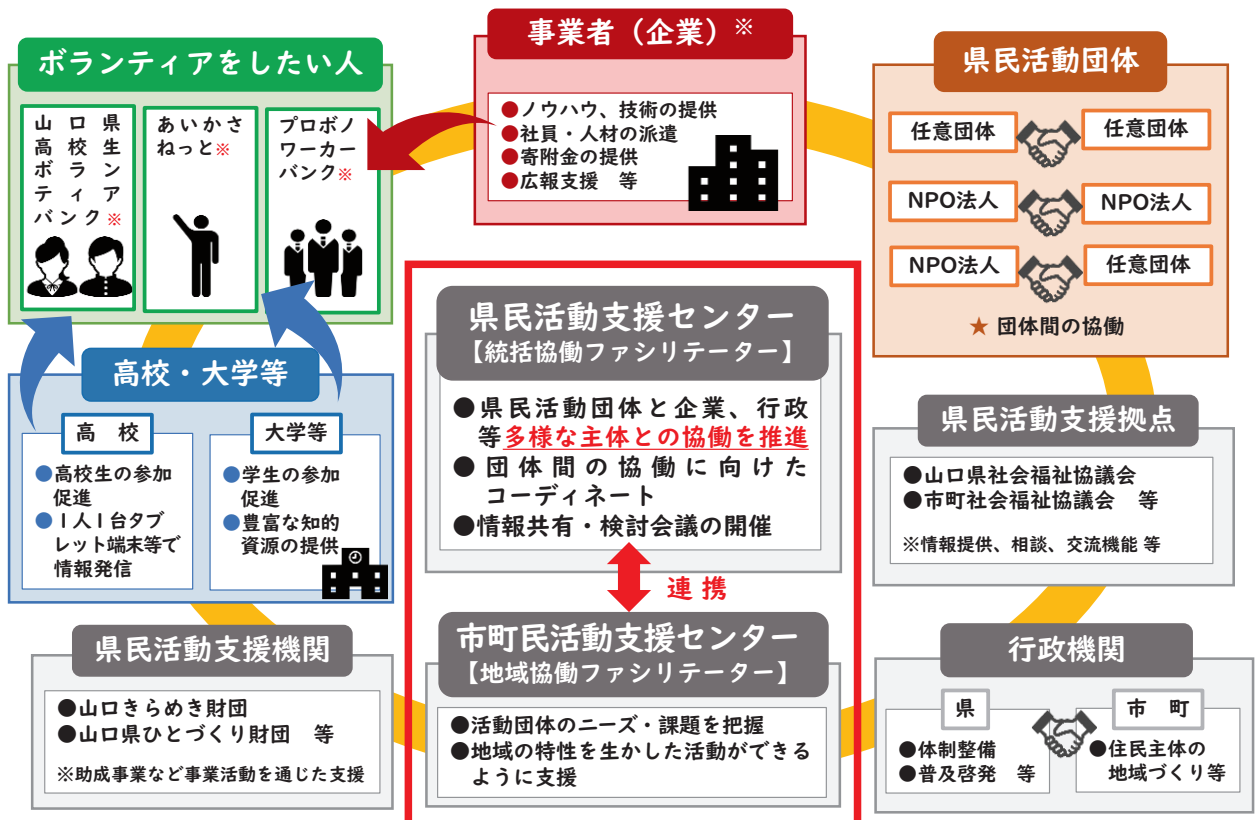
イベントにおける普及啓発

(2) 「協働ファシリテーター※」による協働の推進

多様な主体との協働をコーディネートする人材には、地域の現状や団体のニーズなど総合的な知識が求められます。また、対話の場では、課題解決に向けた合意形成のための専門的手法をもって、中立的な立場で協議を進行し、目的に導いていくことが必要となります。

このため、県と市町の活動支援センターに、「協働ファシリテーター」を配置し、団体のニーズや課題の把握を行うことにより、きめ細やかな活動支援や団体間の情報共有を進め、県民活動団体が多様な主体と協働できる体制を整備します。

- 「**統括協働ファシリテーター**」の配置
  - ・ 県民活動支援センターに配置し、多様な主体との協働をコーディネート
- 「**地域協働ファシリテーター**」の配置
  - ・ 市町民活動支援センタースタッフ等を対象として養成研修を開催し、養成者を「地域協働ファシリテーター」として配置
  - ・ 地域の特性を生かした活動ができるように支援
- **情報共有・検討会議**の開催
  - ・ 統括協働ファシリテーターが、地域の状況把握を行うとともに、成功事例の情報共有し、課題解決へと導くための会議を定期的に行う



### (3) 県との協働推進

県民活動団体との協働により効率的・効果的な行政サービスが提供できるよう、各分野における施策、事業について積極的に協働を推進します。

- 県の広報媒体や「やまぐち県政出前トーク」の活用による情報提供の充実
- 県民活動に関する施策の進行管理、情報提供
- 審議会等における県民活動団体関係者の参加促進
- 政策立案時におけるパブリック・コメント募集

### (4) 市町との協働推進

市町との意見交換・情報交換や施策の連携等を行うとともに、県民活動支援センターと市町民活動支援センター等との連携を強化し、協働を推進します。

- 「地域協働ファシリテーター<sup>※</sup>」による支援
  - ・ 団体、事業者（企業）<sup>※</sup>等とのネットワーク構築
  - ・ 協働の取組への伴走支援
- 市町担当課長会議等における協働に関する意見・情報交換
- 県民活動支援センターのコーディネートによる地域の協働の取組支援

### (5) 事業者（企業）との協働推進

事業者（企業）が県民活動のもつ創造性や先駆性に着目し、県民活動団体と事業者（企業）とが協働することにより、双方の長所を活かした、より効果的な取組が期待できます。

協働を進めるに当たっては、相互に理解を深めることが重要であることから、具体的な連携と取組の紹介など、県民活動支援機関等と連携し、協働を推進します。

- 経営者や従業員の専門性を活かしたプロボノ<sup>※</sup>の促進〔再掲〕
- 県民活動支援機関等と連携したノウハウや事例の紹介
- スーパーネット<sup>※</sup>における事業者（企業）情報と県民活動団体情報の発信
- 事業者（企業）と県民活動団体との連携機会の創出
- 寄附事例の紹介やPRなど寄附を促す仕組みづくり〔再掲〕

## 事業者（企業）※との協働事例

## ■ 産後のきれいなママを応援プロジェクト

| 各主体         | 取組内容                            | 成果                  |
|-------------|---------------------------------|---------------------|
| NPO 法人      | 託児サービスの提供（有償）                   | ・財源確保<br>・子育てママへの支援 |
| 企業<br>（美容院） | 子育てママ向けプランの提供<br>例：貸切プレミアム託児プラン | 新たな商品展開             |

## ■ ローカルスーパーマーケットの特徴を活かした社会貢献活動

| 各主体                   | 取組内容                                 | 成果  |
|-----------------------|--------------------------------------|---|
| NPO 法人                | 寄附を受けた食品を回収、管理し、<br>食品を必要とする施設に配付    | ・食品を必要とする施設への<br>供給量の拡大<br>・フードバンク活動の普及啓発 |
| 企業<br>（スーパー<br>マーケット） | ・廃棄予定の商品を寄附<br>・フードバンクポストの店頭設置<br>など | ・食品廃棄コストの削減<br>・環境負荷の削減<br>・従業員の士気高揚      |

## ■ 家族・地域・農家を結ぶ 絆プロジェクト

| 各主体          | 取組内容                     | 成果           |
|--------------|--------------------------|--------------|
| 市民活動団体       | 「食」、「学」、「遊」の3つの<br>事業を運営 | 子どもの健やかな成長支援 |
| 企業<br>（食堂）   | 場所（空間）の提供                | 子ども食堂の円滑な運営  |
| 協力者<br>（農家等） | 地元野菜の提供                  | 地域の活性化       |

## (6) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携〔P18 再掲〕

学生に県民活動への参加機会の提供を行うとともに、学生の自発的な活動が促進されるよう高校・大学等と連携します。

## 【評価指標】

「県民活動団体と多様な主体との協働の推進」の評価指標として、『「あいかさねっと」<sup>※</sup>等を通じたボランティア活動マッチング数」を設定し、1年間で300人のマッチングを目指して1,500人を目標値とします。

| 名称                                   | 現状値                                    | 目標値                                   |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 「あいかさねっと」等<br>を通じたボランティア<br>活動マッチング数 | 1,292人<br>《2018（平成30）～<br>2021（令和3）年度》 | 1,500人<br>《2022（令和4）～<br>2026（令和8）年度》 |

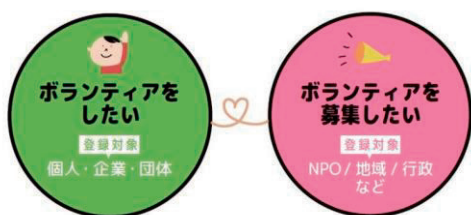


## 「あいかさねっと」に会員登録して、ボランティアに参加しよう！ボランティアを募集しよう！

### 「あいかさねっと」ってなに？

公募により決定した「やまぐち社会貢献活動支援ネット」の愛称です。出合いを重ね、愛を重ね、相合傘で地域の絆をつくっていくことをイメージしています。

**ボランティアをしたい個人・事業者（企業）・団体とボランティアをしてほしい団体をつなぐマッチングサイト。**登録することで、ボランティアへの参加申込みや、ボランティア募集情報の発信を行うことができます。



以下の二次元コードから、スマホ対応ページをご覧ください！



### どんなボランティアがあるの？

期間を定めて募集されるボランティアもあれば、年間を通じて募集されているボランティアもあります。

- フードバンク：食品管理・整理、食品回収
- こども食堂：食事提供ボランティア
- 耕作放棄地の草刈り
- 里山の竹林整備
- 保護犬・保護猫のお世話 など



### どんな便利な機能があるの？

#### LINE配信機能

- 山口県内のボランティア募集情報が分かる！
- あいかさねっとへLINEで気軽に問い合わせができる！



LINEのお友達登録は、左記の二次元コードから！

#### マッチングメールへのお返事機能

- マッチングの案内メールをクリックすると、ボランティアに参加申込みができる！

参加申込みが簡単！



#### やまぐち健幸アプリとの連携

- あいかさねっと登録のボランティア活動に参加すると、「やまぐち健幸アプリ」のポイントが獲得できる！



会員登録することにより、ボランティアに参加したい人は、自分の希望に沿ったボランティア情報が届きます！また、インターネットを活用して、情報交換がスムーズにできます！ぜひ、会員登録して、みなさんもボランティアに参加、ボランティアを募集しませんか？





## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内関係部局、市町及び県民活動支援機関等と緊密な連携を図りながら、取り組んでいきます。

### 2 進行管理

毎年度、県民活動白書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴きながら進行管理を行うとともに、各施策について適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、計画全体の内容を点検しながら、必要に応じて見直しを行います。



# 参 考 資 料

|                          | 頁  |
|--------------------------|----|
| ■ 用語解説 .....             | 36 |
| ■ 山口県県民活動促進条例 .....      | 40 |
| ■ 山口県県民活動支援センター条例 .....  | 43 |
| ■ 市町県民活動担当課一覧 .....      | 46 |
| ■ 県・市町民活動支援センター一覧 .....  | 47 |
| ■ 県・市町社会福祉協議会事務局一覧 ..... | 48 |



## 用語解説

計画に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、以下の用語が出てくるページを示しています。

### あ

#### ■ あいかさねっと 【P2,18,19,30,31,33】

ボランティアをしたい個人・団体・事業者（企業）とボランティアをしてほしい団体をつなぐインターネット上のマッチングサイト。

#### ■ SNS 【P18,19,22,30】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。代表的なものとして、「LINE（ライン）」、「Facebook（フェイスブック）」、「Twitter（ツイッター）」、「Instagram（インスタグラム）」等がある。

#### ■ NPO法人ポータルサイト 【P25】

内閣府のホームページ上で、全国のNPO法人の情報を発信しているサイト。NPO法人自ら活動情報等を掲載可能。

### か

#### ■ 寄付月間 【P20】

2015（平成27）年から始まった、全国的な寄付の啓発キャンペーン。寄付者に感謝し、寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心を寄せ、行動をするきっかけとなる「月間」であり、期間は12月の1か月間。

#### ■ 休眠預金等の活用 【P24】

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（「休眠預金等活用法」）が2018（平成30）年1月に施行され、国や地方公共団体による対応が困難な社会の諸課題の解決を図ることや民間公益活動の担い手の育成と資金調達の環境整備を目的として、休眠預金等を民間団体が行う公益に資する活動に活用することとされた。

#### ■ クラウドファンディング 【P24】

「こんなモノやサービスを作りたい」「世の中の問題をこんなふうに解決したい」といったアイデアやプロジェクトを持つ者が、インターネットを通じて、世の中に呼びかけ共感した人から広く資金を集める方法。

## さ

### ■ さぼ〜とメール 【P22】

イベントや助成金情報等、NPOの活動に役立つ内容や県民活動支援センターからのお知らせを毎月1回配信するメールマガジンのこと。

### ■ CSR 【P7】

Corporate Social Responsibility の略で、社会において企業が果たすべき責任のこと。

### ■ 事業者（企業） 【P2,4,6,7,13,18,19,20,22,26,30,31,32,33】

計画では、事業者は企業や商業・農林水産業を営む者を意味するが、事業者の代表例である企業を併記し、「事業者（企業）」を使用。

### ■ スーパーネット 【P16,22,32】

県民や県民活動団体などを主な対象として、団体情報やイベント・募集情報、助成情報など、県民活動に関する各種情報を一元的に提供する、県内最大の県民活動情報サイト。

### ■ Zoom 【P27】

パソコンやスマートフォン、タブレット等を使用して、オンラインでセミナーや会議を開催するために開発されたアプリケーション。

### ■ ソーシャル・ビジネス 【P24】

ビジネスとして収入を得ながら地域の課題解決を目指す取組のこと。事例として、高齢者等向けの買い物代行、子育て支援等がある。

## た

### ■ 地域貢献賞 【P16,17】

地域づくりの推進力となる多様な県民活動を促進するため、県民活動団体や社会貢献活動に取り組む事業者（企業）のうち、特に優れたものを表彰。

前身である、2000（平成12）年度創設の「やまぐち県民活動パワーアップ賞」から通算すると、2022（令和4）年度までに、115者を表彰。

## は

### ■ ファシリテーター 【P2,31,32】

課題解決に向けた合意形成のため、中立的な立場で、県民活動団体と事業者（企業）、行政等多様な主体との協働をコーディネートする者。

### ■ プロボノ 【P2,11,19,26,32】

仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動。

**■ プロボノコンシェルジュ 【P26】**

プロボノを行いたい個人（プロボノワーカー）と、プロボノ支援を受けたい団体のマッチングや連絡調整を行う者。

**■ プロボノワーカー 【P11,24,26,27】**

プロボノに携わるボランティアのこと。

**■ プロボノワーカーバンク 【P26,27,31】**

プロボノを行いたい個人（プロボノワーカー）が登録する人材バンクのこと。

**■ ボランティア休暇 【P7,19】**

従業員が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇のこと。「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもある。

**■ ボランティア・チャレンジ 【P16,17】**

2018（平成30）年の「山口ゆめ花博」の開催にあわせ、県全体でのボランティア活動の拡大を狙いとして始めたもの。参加申込者には、帽子やのぼり旗の貸出しを行い、ボランティア活動の様子を「ボラチャレ写真展」等の場で紹介することを通じ、ボランティア活動の普及啓発を実施。

**■ ボランティア・チャレンジ実行委員会 【P18】**

若年層のボランティア活動への一層の参加促進等を図るため、大学生等を対象とした県民活動団体の活動紹介や「ボランティア・チャレンジ」の普及啓発など、必要な事業を行う組織。2022（令和4）年度現在では、県、山口大学、梅光学院大学及び県民活動支援センターが構成団体。

**ま****■ メールマガジン 【P22】**

発信者が登録者にメールで定期的に情報を配信する情報発信形式の一つ。

**■ モデル事業所 【P16,17,19】**

地域に密着した社会貢献活動を実施し、今後も継続的に行う予定であり、従業員のボランティア活動に対して理解を示している県内の民間事業所等を指定。

制度創設の1996（平成8）年度から2022（令和4）年度までに、95事業所を指定。

**や****■ 山口県高校生ボランティア活動認証制度 【P18,19】**

「山口県高校生ボランティアバンク」を通じて、累積100時間以上のボランティア活動を行った高等学校・中等教育学校後期課程に在籍する生徒で、学校長の推薦を受けた者を県教育委員会が認証する制度。

■ **山口県高校生ボランティアバンク 【P31】**

ボランティア活動を希望する高校生と、高校生の力を必要としている地域の方々をつなぐ仕組み。

■ **山口県の地域連携教育 【P19】**

人づくりと地域づくりの好循環の創出をめざして、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校と家庭、地域住民、企業・大学等の連携・協働により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく教育。

■ **やまぐち県民活動促進実行委員会 【P16】**

県民活動の一層の促進を図るため、県民活動の普及啓発や県民活動団体と事業者（企業）、行政等多様な主体との協働に関する事など、必要な事業を行う組織。県、山口きらめき財団、県民活動支援センターが構成団体。

ら

■ **労働者協同組合 【P24】**

組合員が出資し、組合員それぞれの意見を反映し、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする、出資・意見反映・労働が一体となった組織。地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を簡便に設立できることから、新たな担い手の形態として期待されている。



## 山口県県民活動促進条例（平成十四年三月二十二日山口県条例第四号）

山口県においては、明治維新で発揮された進取の気風が県民の心に脈々と受け継がれており、現在においても、多くの県民が、何らかの形で社会に参加し、社会に貢献することに生きがいを見出している。

一方、今我が国は分権の時代を迎え、均質さを求める社会から個性を尊重する社会へ、中央から地方へ、官から民へと、社会のあり方が大幅な見直しを迫られている。

このような時代において、新しい社会のシステムを構築し、豊かな暮らしを実現していくためには、県民が県民活動を通じて、自主的かつ主体的に、それぞれの個性に応じた役割を果たしていくことが重要である。

こうした中、西暦二千一年に開催された山口きらら博においては、県民ボランティアの進取の気風が遺憾なく発揮され、二十一世紀の幕開けに当たり、県民活動の限りない可能性が証明された。

この可能性を次代に引き継ぎ、県民の協働による県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、県民一人一人が生き生きと輝く、元気で魅力あふれる山口県を創造することを決意し、県民活動の促進に取り組むため、この条例を制定する。

### （目的）

**第一条** この条例は、県民活動の促進について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、県民活動の促進を図り、もって県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この条例において「県民活動」とは、県民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この条例において「県民活動団体」とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

三 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

四 営利を目的とするものでないこと。

(基本理念)

**第三条** 県民活動は、県民の自主性及び主体性が尊重されること並びに県民自らの責任において行うことができるようにすることを旨として、促進されなければならない。

2 県民活動の促進に当たっては、県民活動が県民活動団体及び県民の個性に応じて行われるように配慮されなければならない。

3 県民活動の促進に当たっては、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の相互理解の下にそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する県民活動の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

**第五条** 県は、広域的な見地から県民活動に関する施策の総合調整を行うため、施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(事業者の配慮)

**第六条** 事業者は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるとともに、その実情に応じて、県民活動の促進に配慮するものとする。

(県民活動団体の責務)

**第七条** 県民活動団体は、その行う県民活動について、自ら評価し、及び情報を県民に提供することにより、県民活動についての県民の理解が促進されるように努めるものとする。

(県民の理解)

**第八条** 県民は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるものとする。

(基本計画)

**第九条** 知事は、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき県民活動に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県県民活動審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

**（拠点の整備）**

**第十条** 県は、県民活動を支援するための拠点を整備するとともに、その充実に努めるものとする。

**（財政上の措置）**

**第十一条** 県は、県民活動に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**（税制上の措置）**

**第十二条** 県は、県民活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**（県民活動促進期間）**

**第十三条** 県は、毎年、期間を定めて、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進するものとする。

**（年次報告）**

**第十四条** 知事は、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

**（山口県県民活動審議会）**

**第十五条** 県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 県民活動団体を代表する者

三 事業者を代表する者

四 市町の長を代表する者

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成一七年条例第五二号）**

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

## 山口県県民活動支援センター条例（平成十四年三月二十二日山口県条例第五号）

### （設置）

**第一条** 県民活動を支援するため、県民活動支援センターを設置する。

### （名称及び位置）

**第二条** 県民活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称            | 位 置 |
|----------------|-----|
| やまぐち県民活動支援センター | 山口市 |

### （業務）

**第三条** やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 二 県民活動に関する相談及び助言に関すること。
- 三 県民活動に関する研修に関すること。
- 四 県民活動団体等の交流の機会の提供に関すること。
- 五 県民活動に関する調査及び研究に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、県民活動を支援するために必要な業務に関すること。

### （開館日）

**第四条** 県民活動支援センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 月曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
  - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

### （開館時間）

**第五条** 県民活動支援センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

### （利用の拒否）

**第六条** 知事は、県民活動支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

### （弁償）

**第七条** 利用者は、県民活動支援センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

**（指定管理者による管理）**

**第八条** 県民活動支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
  - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - 四 第六条の規定により、県民活動支援センターの利用を拒むこと。
  - 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者が県民活動支援センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

**（指定管理者の指定）**

**第九条** 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、県民活動支援センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。
  - 一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画書の内容が、県民活動支援センターの効用を十分に発揮するとともに、県民活動支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
  - 三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民活動支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

**第十条** 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

**第十一条** 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、県民活動支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

**第十二条** この条例に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第六〇号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県県民活動支援センター条例第六条の規定に基づき委託している県民活動支援センターの管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和四年条例第四一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 市町県民活動担当課一覧（令和4年4月1日現在）

| 市町名     | 担当部   | 担当課      | 所在地      |                      | TEL                     | FAX          |
|---------|-------|----------|----------|----------------------|-------------------------|--------------|
| 下 関 市   | 市民部   | まちづくり政策課 | 750-8521 | 下関市南部町1番1号           | 083-231-1830            | 083-231-1809 |
| 宇 部 市   | 市民環境部 | 市民活動課    | 755-8601 | 宇部市常盤町一丁目7番1号        | 0836-34-8233            | 0836-22-6016 |
| 山 口 市   | 地域生活部 | 協働推進課    | 753-8650 | 山口市亀山町2番1号           | 083-934-2966            | 083-934-2702 |
| 萩 市     | 市民部   | 市民活動推進課  | 758-8555 | 萩市大字江向510番地          | 0838-25-3373            | 0838-25-6623 |
| 防 府 市   | 地域交流部 | 地域振興課    | 747-8501 | 防府市寿町7番1号            | 0835-25-2253            | 0835-25-2558 |
| 下 松 市   | 地域政策部 | 地域政策課    | 744-8585 | 下松市大手町三丁目3番3号        | 0833-45-1755            | 0833-44-2459 |
| 岩 国 市   | 市民生活部 | 市民協働推進課  | 740-8585 | 岩国市今津町一丁目14番51号      | 0827-29-5015            | 0827-22-2866 |
| 光 市     | 市民部   | 地域づくり推進課 | 743-0063 | 光市島田四丁目14番3号         | 0833-72-8880            | 0833-72-8133 |
| 長 門 市   | 市民生活部 | 市民活動推進課  | 759-4192 | 長門市東深川1339番地2        | 0837-23-1185            | 0837-22-9077 |
| 柳 井 市   | 総合政策部 | 地域づくり推進課 | 742-8714 | 柳井市南町一丁目10番2号        | 0820-22-2111<br>(内線461) | 0820-23-4595 |
| 美 祢 市   | 総務企画部 | 地域振興課    | 759-2292 | 美祢市大嶺町東分326-1        | 0837-52-1128            | 0837-53-1959 |
| 周 南 市   | 地域振興部 | 地域づくり推進課 | 745-8655 | 周南市岐山通一丁目1番地         | 0834-22-8412            | 0834-22-8428 |
| 山陽小野田市  | 市民部   | 市民活動推進課  | 756-8601 | 山陽小野田市日の出一丁目1番1号     | 0836-82-1134            | 0836-83-2604 |
| 周防大島町   | 総務部   | 政策企画課    | 742-2192 | 大島郡周防大島町大字小松126番地2   | 0820-74-1007            | 0820-74-1015 |
| 和 木 町   |       | 企画総務課    | 740-8501 | 玖珂郡和木町和木一丁目1番1号      | 0827-52-2136            | 0827-52-5313 |
| 上 関 町   |       | 企画財政課    | 742-1402 | 熊毛郡上関町大字長島448番地      | 0820-62-0316            | 0820-62-1600 |
| 田 布 施 町 |       | 経済課      | 742-1592 | 熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1 | 0820-52-5805            | 0820-53-0140 |
| 平 生 町   |       | 地域振興課    | 742-1195 | 熊毛郡平生町大字平生町210番地の1   | 0820-56-7120            | 0820-56-7123 |
| 阿 武 町   |       | まちづくり推進課 | 759-3622 | 阿武郡阿武町大字奈古2636番地     | 08388-2-3111            | 08388-2-2090 |

県・市町民活動支援センター一覧（令和5年2月1日現在）

| 市町名等   | センター名                           | 所在地      |   | TEL   | FAX   |
|--------|---------------------------------|----------|---|---|---|
| 山口県    | やまぐち県民活動支援センター                  | 753-0064 | 山口市神田町1番80号<br>パルトピアやまぐち2階                        | 083-934-4666                                      | 083-934-4667                                      |
| 下関市    | しものせき市民活動センター<br>(ふくふくサポートフラップ) | 750-0025 | 下関市竹崎町四丁目4番2号<br>ヴェルタワー下関2階                       | 083-231-1826                                      | 083-232-1881                                      |
| 宇部市    | 宇部市民活動センター<br>「青空」              | 755-0029 | 宇部市新天町一丁目2番36号<br>まちづくりプラザ2階                      | 0836-36-9555                                      | 0836-39-2272                                      |
| 山口市    | 山口市市民活動支援センター<br>さぼらんて          | 753-0047 | 山口市道場門前二丁目3番6号<br>どうもんビル1階                        | 083-901-1166                                      | 083-901-1165                                      |
| 萩市     | 萩市市民活動センター「結」                   | 758-0046 | 萩市大字西田町5番地  | 0838-24-0161<br>(又は萩市市民<br>活動推進課<br>0838-25-3373) | 0838-24-0162<br>(又は萩市市民<br>活動推進課<br>0838-25-6623) |
| 防府市    | 防府市市民活動支援センター                   | 747-0035 | 防府市栄町一丁目5番1号<br>笑顔満開通り ルルサス防府2階<br>防府市地域協働支援センター内 | 0835-38-4422                                      | 0835-24-7733                                      |
| 岩国市    | いわくに市民活動支援センター<br>(サポネット・いわくに)  | 740-0018 | 岩国市麻里布町二丁目9番8号<br>フジグラン岩国4階                       | 0827-30-9030                                      | 0827-30-9061                                      |
| 光市     | 光市地域づくり支援センター                   | 743-0063 | 光市島田四丁目14番3号                                      | 0833-72-8880                                      | 0833-72-8133                                      |
| 長門市    | 長門市市民活動支援センター<br>市民サポートながと      | 759-4192 | 長門市東深川1324番地1                                     | 0837-27-0071                                      | 0837-22-9077<br>(長門市市民活<br>動推進課)                  |
| 柳井市    | やない市民活動センター                     | 742-0021 | 柳井市柳井3718番地<br>柳井市文化福祉会館1階                        | 0820-25-3535                                      | 0820-25-3583                                      |
| 周南市    | 周南市市民活動支援センター                   | 745-0034 | 周南市御幸通二丁目28番2<br>徳山駅前賑わい交流施設3階                    | 0834-32-2200                                      | 0834-32-2201                                      |
| 山陽小野田市 | 山陽小野田市市民活動支援センター                | 756-0091 | 山陽小野田市日の出一丁目1番1号<br>市役所市民活動推進課内                   | 0836-82-1134                                      | 0836-83-2604                                      |
| 阿武町    | 阿武町町民活動支援センター                   | 759-3622 | 阿武郡阿武町大字奈古2700番地1<br>阿武町暮らし支援センター shiBano 内       | 08388-2-3388                                      | 08388-2-3388                                      |



## 県・市町社会福祉協議会事務局一覧（令和4年4月1日現在）

| 市町名（支部・支所）等      | 所在地      |   | TEL          | FAX          |
|------------------|----------|---|--------------|--------------|
| 県社協              | 753-0072 | 山口市大手町9番6号<br>ゆ～あいプラザ<br>山口県社会福祉会館内     | 083-924-2777 | 083-924-2792 |
| 下関市(本所)          | 751-0823 | 下関市貴船町三丁目4番1号                           | 083-232-2001 | 083-232-1522 |
| 菊川支所             | 750-0313 | 下関市菊川町大字田部747番地2                        | 083-287-0126 | 083-287-0999 |
| 豊田支所             | 750-0424 | 下関市豊田町大字矢田194番地                         | 083-766-0641 | 083-766-2190 |
| 豊浦支所             | 759-6301 | 下関市豊浦町大字川棚4892番地1                       | 083-774-1122 | 083-774-3528 |
| 豊北支所             | 759-5511 | 下関市豊北町大字滝部3140番地1                       | 083-782-1745 | 083-782-0501 |
| 宇部市              | 755-0033 | 宇部市琴芝町二丁目4番20号<br>宇部市総合福祉会館内            | 0836-33-3131 | 0836-22-4393 |
| 山口市<br>(本所・北部支所) | 753-0035 | 山口市上堅小路89番地1                            | 083-934-3538 | 083-928-3073 |
| 南部支所             | 754-0002 | 山口市小郡下郷1437番地6                          | 083-941-5377 | 083-973-0611 |
| 秋穂出張所            | 754-1101 | 山口市秋穂東6570番地                            | 083-984-2549 | 083-984-2579 |
| 阿知須出張所           | 754-1277 | 山口市阿知須2740番地                            | 0836-66-2000 | 0836-66-0003 |
| 徳地出張所            | 747-0231 | 山口市徳地堀1744番地                            | 0835-52-0100 | 0835-52-0100 |
| 阿東出張所            | 759-1421 | 山口市阿東地福上1697番地                          | 083-952-0294 | 083-952-0690 |
| 萩市(本所)           | 758-0041 | 萩市大字江向510番地<br>萩市新総合福祉センター内             | 0838-22-2289 | 0838-22-2026 |
| 田万川事務所           | 759-3112 | 萩市大字下田万1036番地<br>萩市田万川総合事務所内            | 08387-2-0277 | 08387-2-0287 |
| 須佐事務所            | 759-3411 | 萩市大字須佐4570番地5<br>萩市須佐総合事務所内             | 08387-6-2204 | 08387-6-3906 |
| むつみ事務所           | 758-0304 | 萩市大字吉部上3201番地8<br>萩市むつみ地域世代間交流拠点<br>施設内 | 08388-6-0237 | 08388-6-0772 |
| 福栄事務所            | 758-0212 | 萩市大字福井下3999番地6<br>萩市福栄コミュニティセンター内       | 0838-52-0338 | 0838-52-0340 |
| 川上事務所            | 758-0141 | 萩市川上4462番地1<br>萩市川上総合事務所内               | 0838-54-2645 | 0838-54-2647 |
| 旭事務所             | 753-0101 | 萩市大字佐々並2494番地2                          | 0838-56-0856 | 0838-56-0857 |
| 防府市              | 747-0026 | 防府市緑町一丁目9番2号<br>防府市文化福祉会館内              | 0835-22-3907 | 0835-25-1388 |
| 下松市              | 744-0078 | 下松市西市二丁目10番16号<br>下松福祉センター内             | 0833-41-2242 | 0833-41-2330 |
| 岩国市<br>(本部・岩国支部) | 740-0018 | 岩国市麻里布町七丁目1番2号                          | 0827-22-5877 | 0827-22-2815 |
| 由宇支部             | 740-1428 | 岩国市由宇町中央一丁目8番35号                        | 0827-63-3022 | 0827-63-3522 |
| 玖珂支部             | 742-0392 | 岩国市玖珂町4933番地2<br>玖珂中央コミュニティセンター<br>2階   | 0827-82-3231 | 0827-82-5449 |
| 本郷支部             | 740-0602 | 岩国市本郷町本郷2094番地                          | 0827-75-2355 | 0827-75-2947 |

参考資料

| 市町名（支部・支所）         | 所在地      |                            | TEL             | FAX                       |
|--------------------|----------|----------------------------|-----------------|---------------------------|
| 周東支部               | 742-0417 | 岩国市周東町下久原626番地8            | 0827-84-1100    | 0827-84-4911              |
| 錦支部                | 740-0724 | 岩国市錦町広瀬6487番地の4            | 0827-72-2211    | 0827-72-2213              |
| 美川支部               | 740-0502 | 岩国市美川町四馬神1057番地            | 美川コミュニティセンター内   | 0827-76-0069 0827-76-0071 |
| 美和支部               | 740-1232 | 岩国市美和町西畑135番地1             | 0827-96-0600    | 0827-96-0431              |
| 光市                 | 743-0011 | 光市光井二丁目2番1号                | 光市総合福祉センター内     | 0833-74-3020 0833-74-3073 |
| 長門市                | 759-4101 | 長門市東深川1321番地1              | 0837-22-8294    | 0837-22-4340              |
| 三隅支所               | 759-3803 | 長門市三隅下518番地                | 0837-43-2851    | 0837-43-2851              |
| 日置支所               | 759-4401 | 長門市日置上5914番地3              | 0837-37-3937    | 0837-37-4937              |
| 油谷支所               | 759-4503 | 長門市油谷新別名10803番地            | 0837-32-0931    | 0837-32-2810              |
| 柳井市                | 742-0031 | 柳井市南町三丁目9番2号               | 0820-22-3800    | 0820-23-1107              |
| 美祢市(本部)            | 759-2212 | 美祢市大嶺町東分320番地1             | 0837-52-5222    | 0837-52-0529              |
| 美東地域<br>福祉センター     | 754-0211 | 美祢市美東町大田5870番地1            | 08396-2-1686    | 08396-2-2200              |
| 秋芳地域<br>福祉センター     | 754-0511 | 美祢市秋芳町秋吉5313番地             | 0837-62-0322    | 0837-62-1500              |
| 周南市(本部<br>兼 徳山支部)  | 745-8529 | 周南市速玉町3番17号                | 周南市徳山社会福祉センター内  | 0834-22-2115 0834-22-2116 |
| 新南陽支部              | 746-0014 | 周南市古川町1番17号                | 周南市新南陽総合福祉センター内 | 0834-62-4981 0834-62-6304 |
| 熊毛支部               | 745-0663 | 周南市大字熊毛中央町3番7号             | 0833-92-0027    | 0833-91-5480              |
| 鹿野支部               | 745-0302 | 周南市大字鹿野上10910              | コアプラザかの内        | 0834-68-2998 0834-68-2968 |
| 山陽小野田市             | 756-0814 | 山陽小野田市千代町一丁目2番28号          | 0836-81-0050    | 0836-81-0057              |
| 山陽支所               | 757-0005 | 山陽小野田市大字鴨庄92番地             | 0836-72-1813    | 0836-73-2260              |
| 周防大島町              | 742-2106 | 大島郡周防大島町大字小松125番地2         | しまとびあスカイセンター内   | 0820-74-2948 0820-74-2988 |
| 久賀地域福祉<br>活動センター   | 742-2301 | 大島郡周防大島町大字久賀5058           | 久賀総合センター内       | 0820-72-1102 0820-72-1102 |
| 大島地域福祉<br>活動センター   | 742-2106 | 大島郡周防大島町大字小松125番地2         | しまとびあスカイセンター内   | 0820-74-3305 0820-74-2988 |
| 東和・橋地域福祉<br>活動センター | 742-2806 | 大島郡周防大島町大字西安下庄<br>3920番地21 | たちばなケアプラザ内      | 0820-77-0190 0820-77-2250 |
| 和木町                | 740-0061 | 玖珂郡和木町和木二丁目15番22号          | 0827-52-8644    | 0827-53-2822              |
| 上関町                | 742-1402 | 熊毛郡上関町大字長島617番地10          | 0820-62-0695    | 0820-62-0696              |
| 田布施町               | 742-1517 | 熊毛郡田布施町中央南16番1             | 0820-53-1103    | 0820-53-1105              |
| 平生町                | 742-1102 | 熊毛郡平生町大字平生村618番地の2         | 0820-56-8000    | 0820-56-8020              |
| 阿武町                | 759-3622 | 阿武郡阿武町大字奈古3081番5           | 08388-2-2615    | 08388-2-3615              |





県民活動シンボルマーク

私が主役 あなたも主役  
みんなのパワーが県民活動！！



©山口県

「あいかさねっと」に会員登録して  
ボランティアに参加しよう！



発行：2023（令和5）年3月

編集：山口県環境生活部県民生活課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-2614 FAX 083-933-2629

E-mail a12100@pref.yamaguchi.lg.jp